

**丸亀市景観計画  
(素案)**

**丸亀市**



## 丸亀市景観計画 目次

1	はじめに	1
1-1	景観計画の目的	1
1-2	景観計画の位置づけと構成	2
2	丸亀市の景観特性	4
2-1	丸亀市の景観を構成する要素	4
2-2	景観特性	12
3	景観形成の目標・施策・方針	27
3-1	景観形成の目標	27
3-2	景観形成の施策	32
3-3	エリア別の景観形成の方針	44
4	景観計画区域の設定	51
4-1	景観計画区域	51
4-2	眺望景観への配慮	52
5	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	54
5-1	届出対象行為	54
5-2	景観形成基準	55
5-3	良好な景観形成のための広告物の制限に関する事項	58
6	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	59
7	景観重要公共施設の整備に関する事項	59
8	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	60
9	景観形成の進め方	61
9-1	推進体制・方策	61
9-2	評価・見直しの実施	63



# 1 はじめに

## 1-1 景観計画の目的

本市では、快適な都市づくりを基本として、丸亀らしい都市像を高めるため、地域や都市全体の空間のあるべき構造を明らかにしながら景観形成を進めるものとして、平成8年(1996年)に「丸亀市都市景観形成基本計画」を策定した。その後、環境と共生するまちづくりや安心・安全のまちづくり、各地で高まる様々な市民活動など、総合的なまちづくりの中で景観形成を考えていくことが必要とされ、平成16年(2004年)に「景観法」が制定された。

また、本市では、平成23年(2011年)に景観法に基づく内容を定めた「丸亀市景観計画」を策定した。そして、景観計画策定後、10年を迎え、まちづくりにおける景観形成の意義を再確認した上で、計画の見直しと具体的な施策展開のあり方についての検討をすることとした。

景観形成はまちづくりにおいて多様な意義を持つこと、景観は様々なアクティビティの結果として立ち現れるものであることから、景観形成には総合的なアプローチが求められる。そのためには、景観を身近なものと感じながら意識を高め、その必要性や重要性を理解したうえで、誰しもが自ら良好な景観形成に向けた取組に携わることが必要となる。

そこで、景観形成に関する考え方を幅広い視点からとらえ、各主体の協働と連携の取組をさらに多角的に進めていくために、丸亀市都市景観形成基本計画における考え方も継承しつつ、景観法に基づく内容はもとより、総合的な視点のもと、これからの丸亀市の良好な景観形成に向けた考え方や進め方などを示すことを目的として丸亀市景観計画を改定する。

### 【SDGs との関係性】

SDGs とは、平成27年(2015年)9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダの中に掲げられている17の目標のことである。世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、貧困・格差の撲滅等、持続可能な世界を実現するために、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標とされている。

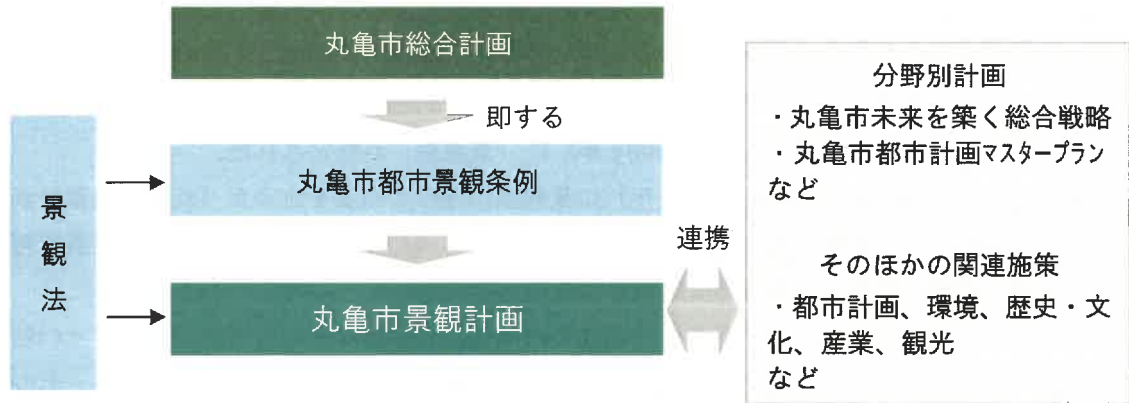
わが国では、令和2年(2020年)12月にSDGs推進本部が策定した「SDGsアクションプラン2021」において、コロナ禍からのよりよい復興と新たな時代への社会変革のために、SDGsの達成に向けた取組を加速するとしており、「SDGs実施方針」では、地方自治体の様々な計画にSDGsの要素を反映するなど、推進体制を確立することを期待しているところである。そうしたことから、本計画についても、SDGs達成に貢献できるよう、推進していくこととする。



## 1-2 景観計画の位置づけと構成

本計画は、本市の政策の最上位計画である「丸亀市総合計画」に即し、その将来像に沿って策定された各計画等とも相互に連携を図るものとなる。

景観計画の内容は、都市景観の形成に関わる基本的かつ包括的な方針や総合的な施策内容と、景観法に基づく規制誘導等の内容を併せ持ったものとする。



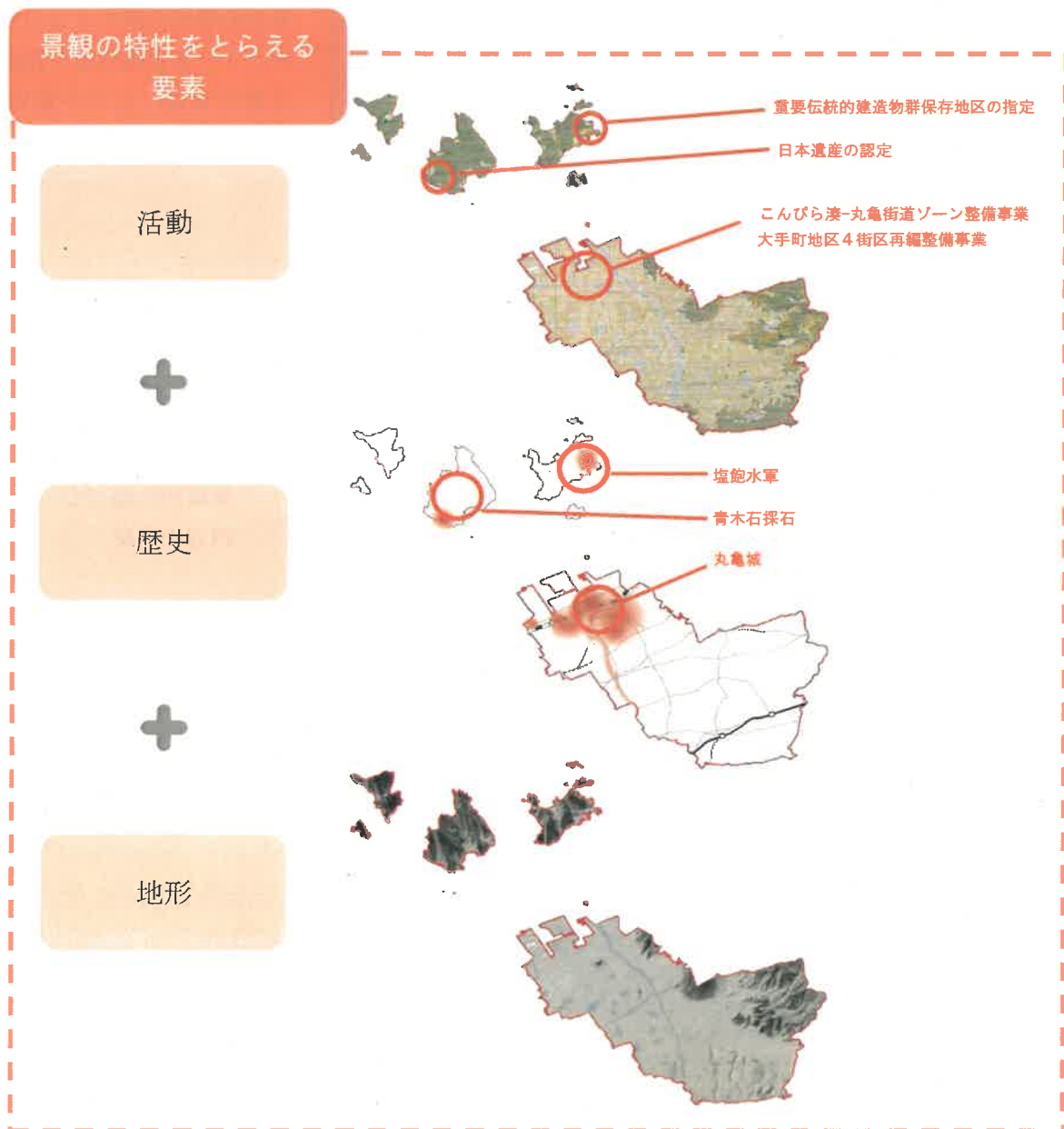
## ■景観計画の構成

<b>1 はじめに</b> 1-1 景観計画の目的 1-2 景観計画の位置づけと構成	基本的事項として、 計画の目的や本市の 景観特性を記載
<b>2 丸亀市の景観特性</b> 2-1 丸亀市の景観を構成する要素 2-2 景観特性	
<b>3 景観形成の目標・施策・方針</b> 3-1 景観形成の目標 3-2 景観形成の施策 3-3 エリア別の景観形成の方針	基本的事項を踏まえながら、 めざすべき景観形成の目標、 目標の実現に向けた施策に ついて記載
<b>4 景観計画区域の設定</b> 4-1 景観計画区域 4-2 眺望景観への配慮	景観法に基づく 内容を記載
<b>5 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</b> 5-1 届出対象行為 5-2 景観形成基準 5-3 良好な景観形成のための広告物の制限に関する事項	
<b>6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針</b>	
<b>7 景観重要公共施設の整備に関する事項</b>	
<b>8 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</b>	
<b>9 景観形成の進め方</b> 9-1 推進体制・方策 9-2 評価・見直しの実施	各主体の基本姿勢、審議会 の役割分担、計画の進行管 理等、基本的事項を記載

## 2 丸亀市の景観特性

### 2-1 丸亀市の景観を構成する要素

本市は温暖な気候と風光明媚な瀬戸内海に面し、恵まれた風土のもと讃岐平野のほぼ中央部に早くから開かれたまちである。広々とした田園が広がる平野部と、讃岐富士と呼ばれる飯野山をはじめとした山々が自然地形を形成し、景観の基盤となっている。時代の流れとともに市街化が進み、住宅地や工業地などの土地利用が図られた。それぞれの土地では様々な活動や人々の暮らしの営みがあり、これらが折り重なることで丸亀市の景観がつけられている。

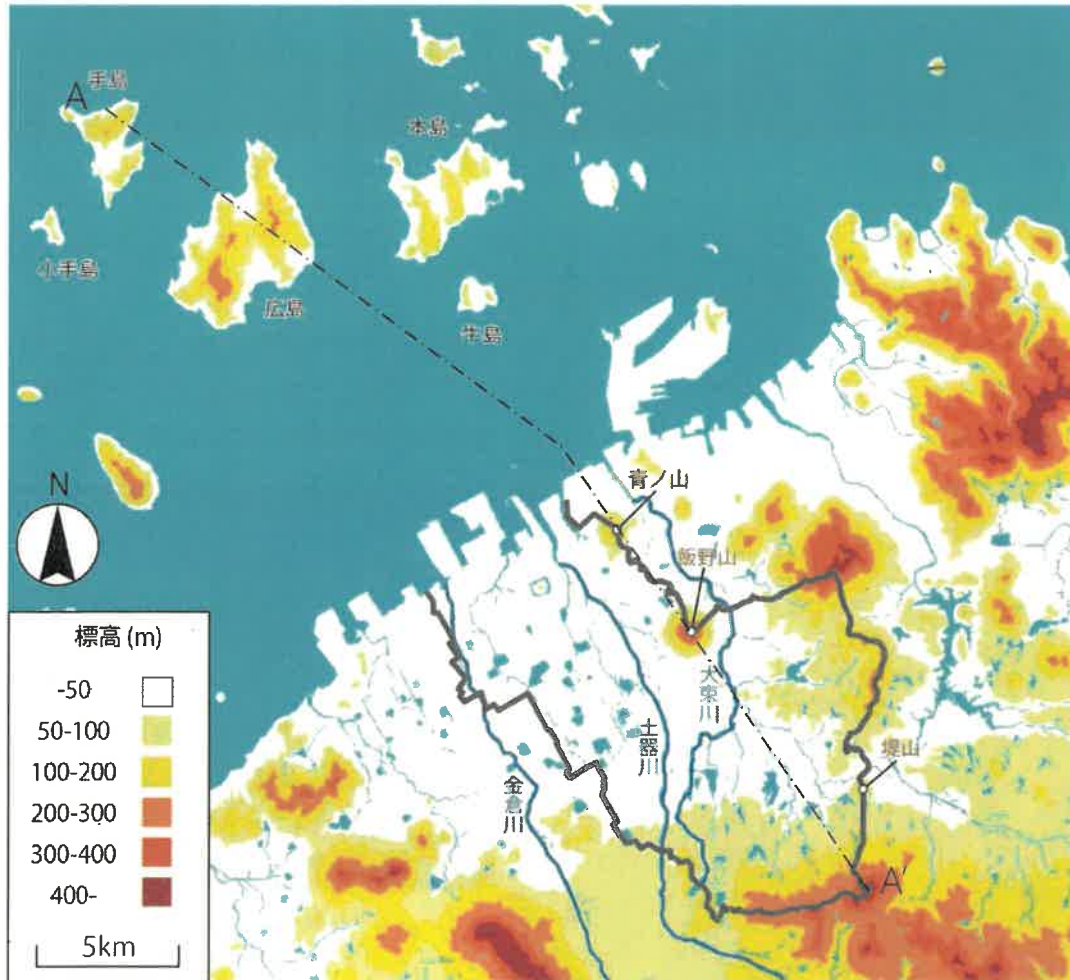




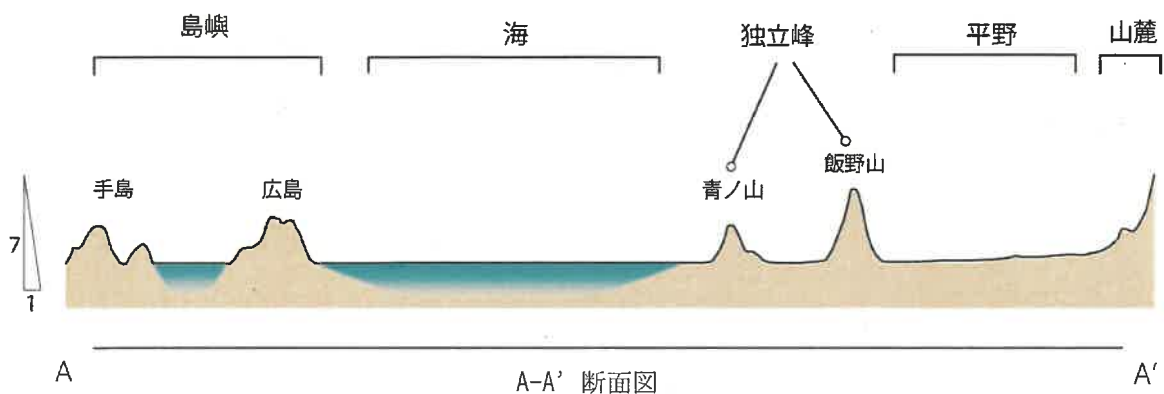
## (1) 地形

本市の地形は変化に富み、北部の島嶼から瀬戸の海を越えると飯野山などの独立峰の特徴的な山容を持つ山々が点在し、土器川、大東川、金倉川などの河川が流れる平野が広がり、南部の綾歌三山（※1）の山麓にいたる。これら地形が景観の基盤を形成している。

※1：綾歌三山とは、大高見峰、猫山、城山のことを指す。（以下同じ）



景観の特性の基盤となる地形



### ①特徴的な独立峰の眺望

市内には、平野が広がる中に、飯野山を始め、青ノ山や堤山といった山頂部に丸みを持ち、連山ではなく独立した一つの山容を持つ独立峰が複数点在している。これらは市内のあらゆるところから眺めることができ、本市特有の景観を構成する要素となっている。



飯野山



青ノ山



堤山

### ②土器川がつくりだした丸亀平野の田園風景

讃岐平野の一部である丸亀平野は、香川県と徳島県の県境をなす讃岐山脈にある竜王山と第二の高峰である大川山の山間に源を発する土器川が主として形成した堆積平野である。丸亀平野には条里制に基づく整然たる格子地割が残っており、牧歌的な田園風景が広がっている。



格子地割が残る三条町黒嶋周辺



丸亀平野に広がる田園風景

## (2) 歴史

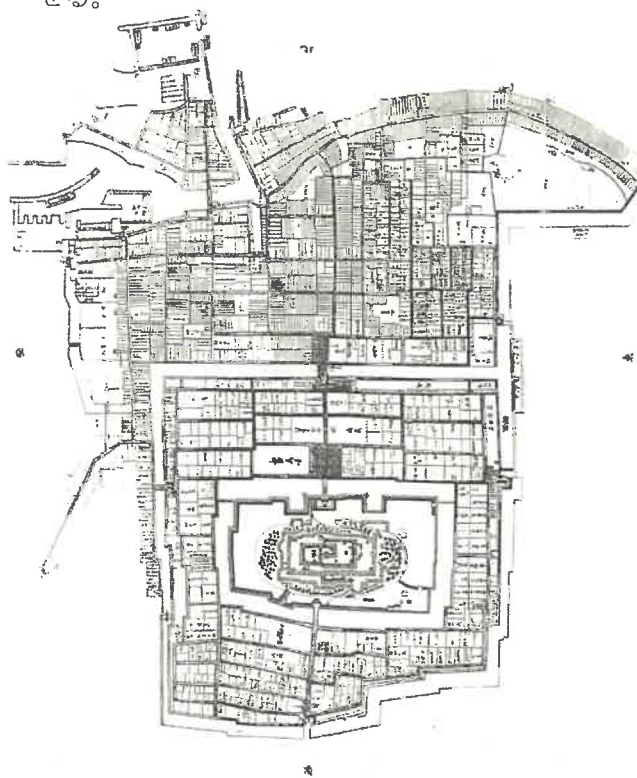
本市ではそれぞれの時代において歴史の物語が紡がれてきた。港と丸亀城を中心として発達した城下町、金毘羅街道などの歴史的道筋、本島町笠島の伝統的建造物群、海運によって栄えた島嶼、さらに社寺林やため池などの人文的要素、これらの景観は本市の歴史と伝統を伝えている。

### ①城下町を基盤とした都市構造

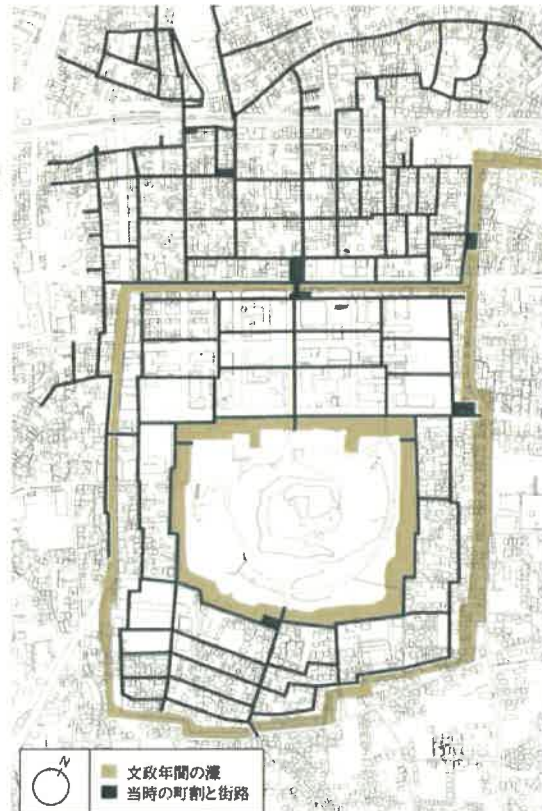
丸亀城は応仁年間（1467～1469年）、奈良太郎左衛門により聖通寺城（坂出市）の支城として築かれた。その後、讃岐を領した生駒正親の手により、西讃当地の要として慶長2年（1597年）修築に着手する。万治3年（1660年）に天守が完成し、寛文10年（1670年）には大手一の門・二の門とその間の枳形が築造され、現在の丸亀城の形となった。外堀の内側である外郭内には一番町から十番町までの武家屋敷長に整然と区画され、町人地・町家は外郭外に配置されていた。

明治になると丸亀城外郭内の一番丁から四番丁は軍用地として転用され、大名屋敷、武家屋敷などは姿を消した。戦後、軍用地としての利用が終わると公園やスポーツ施設、学校などの都市施設がつけられると共に、外濠の埋め立てが行われた。

このように、丸亀城外郭内は時代の変化に応じて都市機能上重要な施設の受け皿となった。現在では市庁舎やそのほか公共施設が集積し、シビックゾーンが形成されているが、城下町の町割りにはほぼそのままであり、丸亀高校周辺では一部武家屋敷が残るなど往時の城下町の姿を感じさせる。



かつての丸亀城下町（文政11年）  
（都市景観形成基本計画調査報告書  
（1995年）より）



現在の中心市街地と城下町部分との重ね合わせ図  
（都市景観形成基本計画調査報告書（1995年）・  
基盤地図情報基本項目をもとに作成）

## ②丸亀の玄関口として栄えた港町

近世の丸亀は城下町として形成され、港を拠点に発展した。近世初期における丸亀港は丸亀城外濠に続く東川口にあり、周辺は旅籠・貸座敷でにぎわった。その後、西川口に福島湛甫が築かれ、さらに金毘羅参詣の全国的広がりによる旅客の増加に対応するため西平山に新堀湛甫が新たに築かれると、東川口は徐々に寂れた。福島湛甫や新堀湛甫の周辺にはかつて東川口にあった旅籠などが移り、料亭や仕出し屋、饅頭屋が立地した。このように、時代ごとに港の位置を変えながら、港を中心としたにぎわいのまち並みが形成されてきた。



かつての港の盛隆を伝える太助灯籠（西平山）



旅籠でにぎわった面影が残る

臨海部には、瀬戸内海や讃岐富士を借景とする大名庭園であり、かつて歴代藩主が茶会や歌会を催した中津万象園がある。丸亀藩主の命により造られ、城下町に近い浜に面して造られた。

近世以降の臨海部は塩田が造成され、本市の産業を支えた。その後高度経済成長期を迎えると塩田は廃止され、臨海部では工業集積が新たに計画された。かつての塩田は工業用地と市民のレクリエーションの場として活用された。周辺には埋め立て事業によって広大な事業用地が誕生し、本市の産業拠点となる。この埋め立て事業に伴い、大型船の航行と出入港できる航路と岸壁が完成し、丸亀港は貿易港として開港する。かつて金比羅参詣客で盛況した港は、本市の産業を支える港として役割を変え、現在の大型船が停泊する港の景観が形成された。



臨海部の工場群と大型船が停泊する丸亀港

### ③参詣者の往来でにぎわった歴史的街道

丸亀から金毘羅宮へと通じる丸亀街道は、金毘羅参詣道のうちもっとも参詣者が足しげく通り、往来の賑わいを見せた街道である。丸亀港から上陸した参詣者は、本町から通町や富屋町を通り、外堀から西方に向かい南条町、農人町、餌差町（現、中府町五丁目）、そして城下の出入り口で番所が置かれた中府口（中府門）へと向かった。丸亀街道を縫うように建てられた道標、丁石、灯籠などは今も残っており、信仰の旅の風情が感じられる。このほか、由緒のある神社や仏閣が多く、往時の姿を思わせる古いまち並みが一部残る歴史的街道である。

金毘羅参りのみやげものとして考案されたのがうちわである。金毘羅参りが盛況すると、塩屋町を中心に生産技術が進歩し、本市を代表する伝統的産業となる。丸亀うちわの発展はかつての金毘羅街道の盛況を象徴している。



中府町の鳥居



古いまち並みが一部残っている

### ④海運を活かした生業で栄えた島嶼

本島は、塩飽水軍、塩飽廻船の拠点として栄えた港町である。中心地には町家形式の住宅が並び、中世の城下町の面影をとどめている。漆喰壁になまこ壁・二階建て土蔵・千本格子の窓などの特徴を有する江戸や明治期の建築物が残存している。



町家形式の住宅が並ぶ



特徴的ななまこ壁

広島県の青木では明治に花崗岩の採掘が開始され、大正末期には「青木石」の名で知られた。採石業の発展を支えたのもまた海運である。島には廻船問屋や丁場と呼ばれる石切り場など海運と深く結びついた生業の景観が残っている。



青木の石切り場



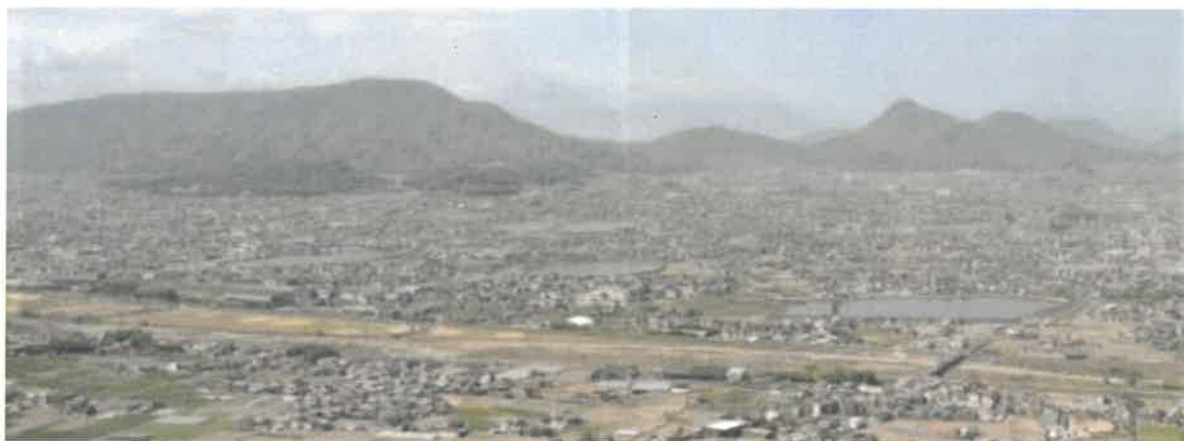
島内に残る廻船問屋（尾上邸）

#### ⑤開拓と水利の歴史を物語る文化的景観

丸亀平野に点在するため池は、水田開発に伴う水不足に対して築造されたものが多く、ため池間やほかの水源が複雑につながることによって水利秩序を形成している。本市には約450（※2）もの農業用ため池があり、この土地に暮らす人々の生業や営みを感じさせる文化的景観を形成している。貯水面積の広いため池は平野部に多く、山麓の谷につくられた池や、島の池には小さなものが多い。

また、近年は独立峰の山を見る視点場としても人気があり、ため池越しに見る讃岐富士の風景などが観光資源にもなっている。

※2 香川県ため池データベース（令和3年4月1日）より



丸亀平野に点在するため池

### (3) 活動

本市には城下町の町割りが残る中心市街地、金毘羅参詣の盛隆を感じさせる港や歴史的街道、海運で栄えた島嶼など、様々な時代における人々の営みの痕跡がつくる景観がいくつも見られる。こうした人々の様々な営みとともに、景観の資源を守り未来に継承する活動や場所の文脈を引き継ぎながらも新たな視点から活用する活動などが行われ、現在の景観が形成されている。

#### ■主な活動

##### ①守る

###### 重要伝統的建造物群保存地区の指定（笠島）

昭和 60 年（1985 年）、笠島が重要伝統的建造物群保存地区に指定された。現在は江戸後期の建物が 13 棟、明治時代のもものが 20 棟ほど残っている。新しい家もまち並みに調和するよう配慮されている。

##### ②育む

###### 日本遺産 せとうち備讃諸島石の島の認定

丸亀市・笠岡市・土庄町・小豆島町が共同で申請していた、瀬戸内海の備讃諸島をテーマにした「石の島」の物語（ストーリー）が、日本遺産に認定された。

###### こんぴら湊・丸亀街道ゾーン整備事業（平成 23 年～）

「歩いて楽しいこんぴら街道」をメインテーマに、歴史文化資源の有効活用と中心市街地の活性化などを目的に整備事業を行った。街道にまつわる云われ等を記した説明板等の情報発信機能の整備、街道のルートを示す舗装の修景整備、休憩機能の整備等を行った。

##### ③つくる

###### 大手町地区 4 街区再編整備事業（平成 30 年～）

大手町地区は、公共公益機能が集積した、本市の顔となる重要なエリアである。街区北側には、市庁舎をはじめとした公共施設が整備された。街区南側には生涯学習センターの跡地や既存の市民ひろばの広場・緑地空間を活かした、「市民ひろば」と一体となったオープンスペースを整備し、本市の拠点の魅力を高め市民サービスの向上に資するゾーンの形成と併せて丸亀城への眺望や動線の形成が予定される。

## 2-2 景観特性

地域の自然条件や土地利用の特性をエリアごとに分け、各エリアの景観の特徴、そのエリアを特徴づける景観資源、景観づくりの課題を整理する。各エリアについては、以下の範囲とする。

(1) 海・島嶼エリア



塩飽諸島と  
その周辺海域の景観

(2) 臨海エリア



瀬戸内海に臨む岸と  
埋め立て地の景観

(3) 都心エリア



丸亀城を核とする旧城下町の  
うち中心的都市機能が  
集積する市街地景観

(4) 丸亀城歴史エリア



丸亀城旧外濠内の旧武家  
屋敷街やシビックゾーン  
などの景観

(5) 周辺市街地エリア



都心エリアの外側の  
市街地景観

(6) 田園エリア



周辺市街地エリアの西部  
及び南部の田園景観

(7) 山麓エリア



青ノ山、飯野山、城山、  
綾歌三山などの地域景観



## (1) 海・島嶼エリア



### 景観の特徴

瀬戸内海国立公園に指定されている穏やかで明るい海と塩飽諸島の緑の景観、これに瀬戸大橋へのパノラマが加わり新たな魅力となっている。

本島の各集落には神社仏閣など歴史的文化遺産が点在しており、特に笠島地区は伝統的建造物群保存地区の指定を受けている。

また、広島には石を切り出す丁場があり、独特の壮観な景観を形成し、石にまつわる信仰や生活文化と関連する資源が残されており、本島とともに日本遺産の構成要素となっている。



## 景観資源



伝統的建造物群 (笠島)



青木石の石垣を残す屋敷



島嶼の風景

## 景観づくりの課題

- 豊富な歴史文化遺産や自然環境を今後も守っていく必要がある。
- 観光につながる資源が豊富であり、日本遺産の認定を契機として、滞在魅力を高める景観形成につなげることが必要である。

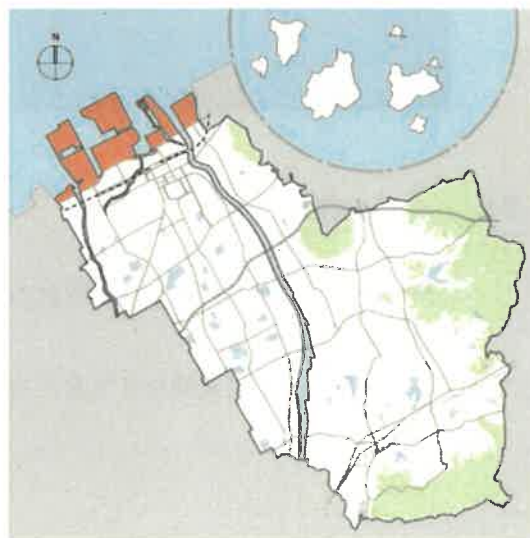
## (2) 臨海エリア



### 景観の特徴

近世以降塩田がひろがり、中津万象園に近い中津海岸をはじめ、浜は市民のレクリエーションの場としても親しまれてきたが、現在、臨海埋立地は、工業地をはじめ競艇場、港湾となっている。

市民がこの地区を利用し水際の景観を楽しむ機会は少ないが、島嶼部とつながる玄関口であり、また瀬戸内の広がりある景観を眺望できるなど丸亀の魅力的な環境と景観を形成していく上で重要なエリアである。



## 景観資源



## 景観づくりの課題

- 島嶼部とつながり人々を迎え入れる海の玄関口として、景観魅力の形成が必要である。
- 広がりのある眺望景観を守り育てる必要がある。

### (3) 都心エリア



格子状の街路網を受け継ぐ市街地

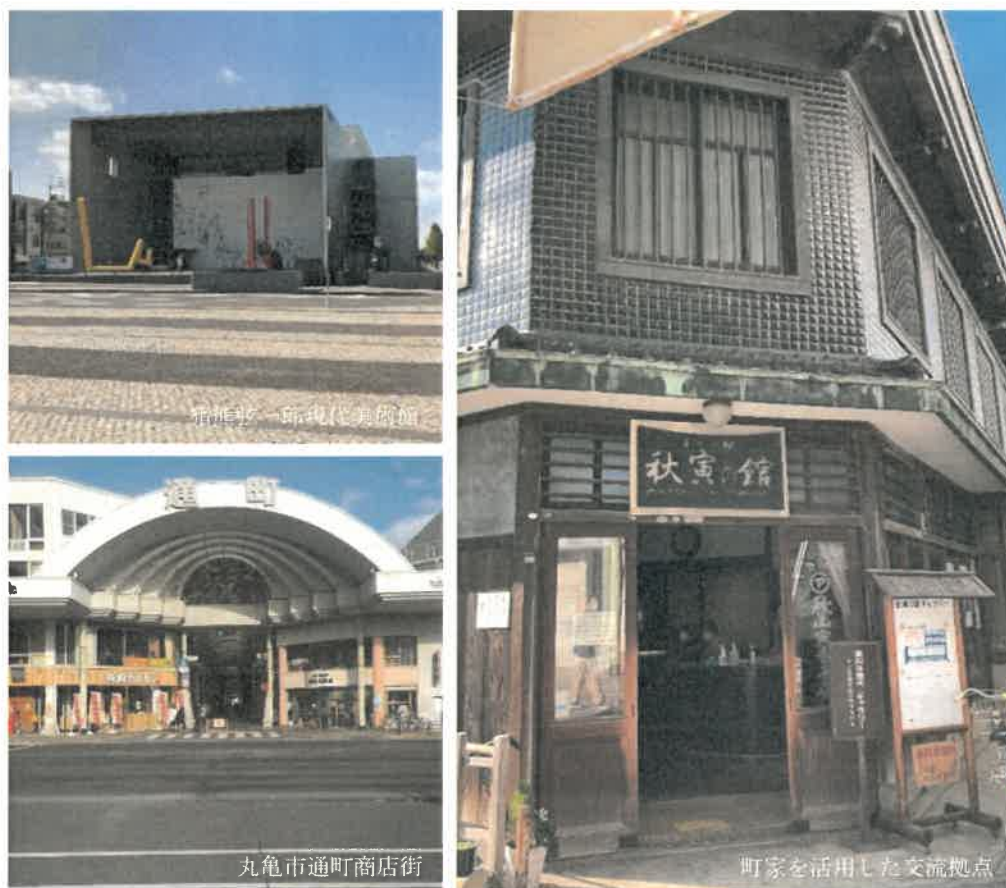
#### 景観の特徴

都心エリアは、旧の商人町を受け継ぐ商店街をはじめ、丸亀駅や猪熊弦一郎現代美術館が立地し、丸亀の都心機能が集積するエリアから構成される。

市街地は、通りと筋による格子状の街路網を持つ旧城下の町割りを受け継ぎ、縦横に商店街が発達し、丸亀の商業や業務の中心となっている。



## 景観資源



## 景観づくりの課題

- 商店街の空き店舗、及び市街地における空き家の増加が進んでおり、にぎわい景観を再生していくことが必要である。
- 町家等が失われるとともに、それらが駐車場や空地等の低未利用地になっており、地域資源として活用した景観形成を図っていくことが必要である。
- 駅前での景観の本市の顔となる景観形成が必要である。

#### (4) 丸亀城歴史エリア



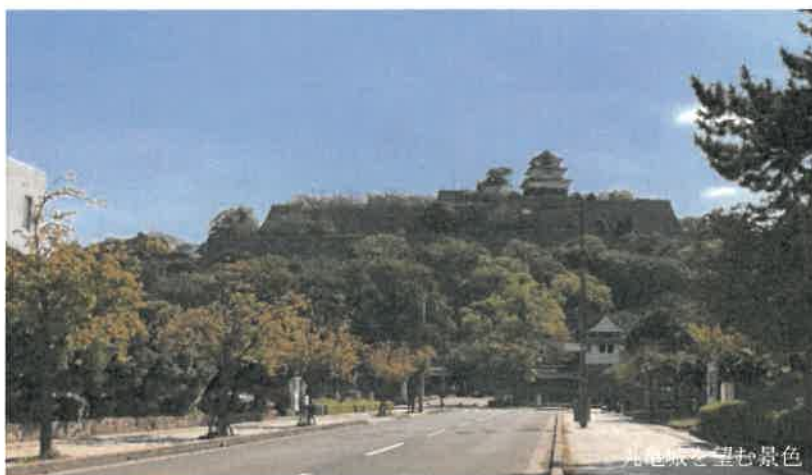
#### 景観の特徴

丸亀城歴史エリアは、丸亀城とシビックゾーンを中心に周辺の武家屋敷であった地区などを含むエリアである。

丸亀平野に突出する亀山に築かれた丸亀城は、丸亀のみならず、飯野山などとともに中讃地区の景観のシンボルになっている。



## 景観資源



## 景観づくりの課題

- 丸亀城を望む眺望景観を守り育てる必要がある。
- 大手町地区4街区再編整備事業の動きがあり、この動きを契機として、より景観の魅力を高める必要がある。



## (5) 周辺市街地エリア



### 景観の特徴

金毘羅街道など旧街道に沿って往時の面影を感じられる建物・まち並みや街角が所々に見られるが、建替えが進んだことで新たな建物と昔からある古い建物が混在するまち並みとなっている。

集落的な環境を継承するエリアとその後建物の立地が進んだ市街地が混在し、うちわ業など地場産業や近代産業施設、また学校など城下町から近代都市丸亀への発展を支えてきた施設も存在する。



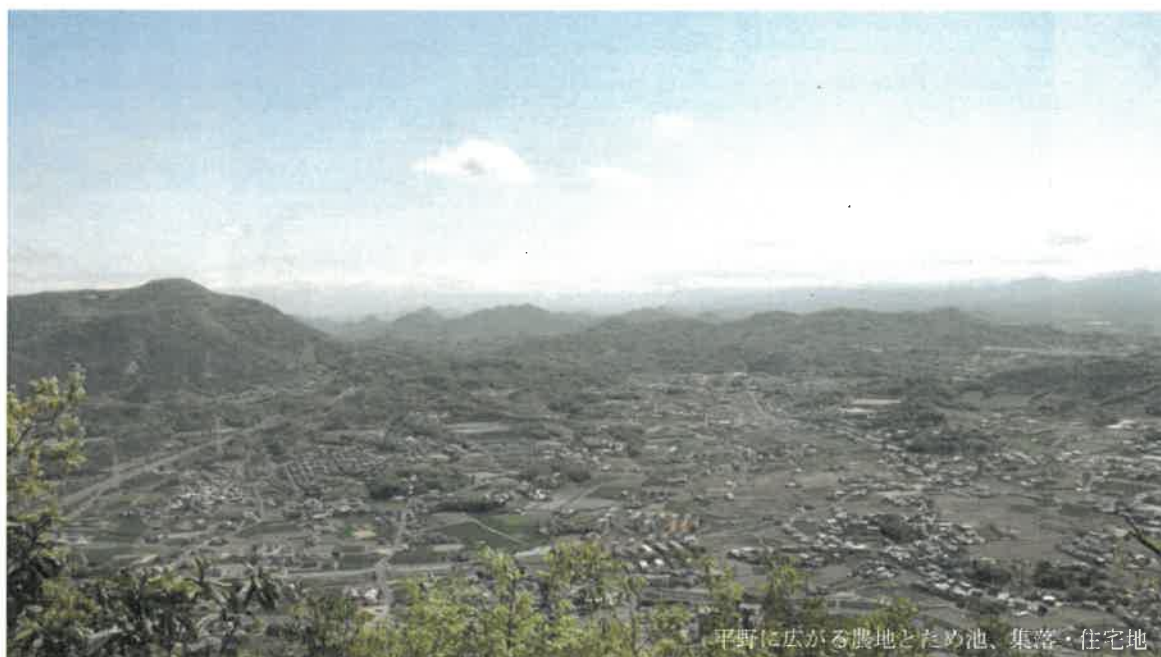
## 景観資源



## 景観づくりの課題

- 金毘羅街道など旧街道沿いは、建替わりにより、歴史的な建物やまち並みに調和しない建物が建設される例が見られることから、街道沿いの風情があり、まとまりのある景観を形成していくことが必要である。
- 集落や市街地については、快適な居住環境としての景観形成が必要である。

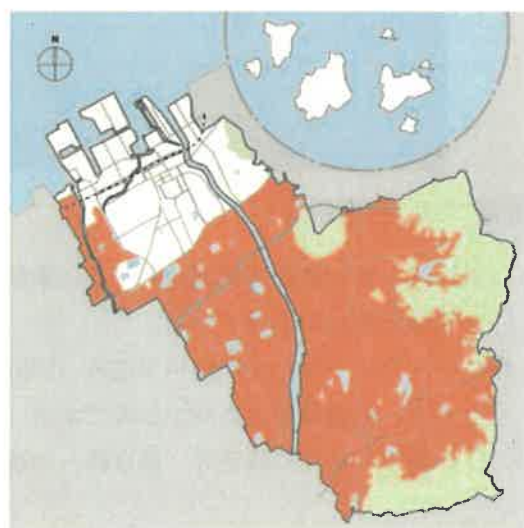
## (6) 田園エリア



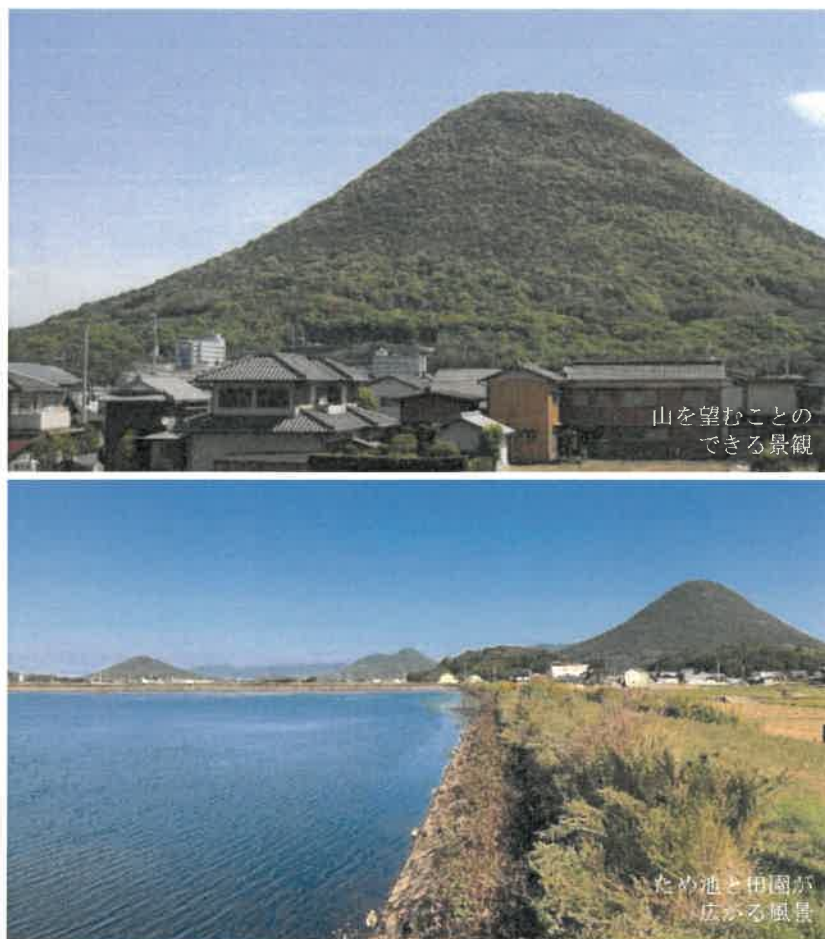
### 景観の特徴

条里制による格子状の農地が広がる中に多くのため池が点在し、広やかで明るい景観をもつ。また、広範囲から周囲の山や城への眺望がひらける。

集落と住宅地景観、幹線道路沿いの商業景観が存在し、今後、都市と田園や自然との調和ある景観をつくっていく上で極めて重要なエリアである。



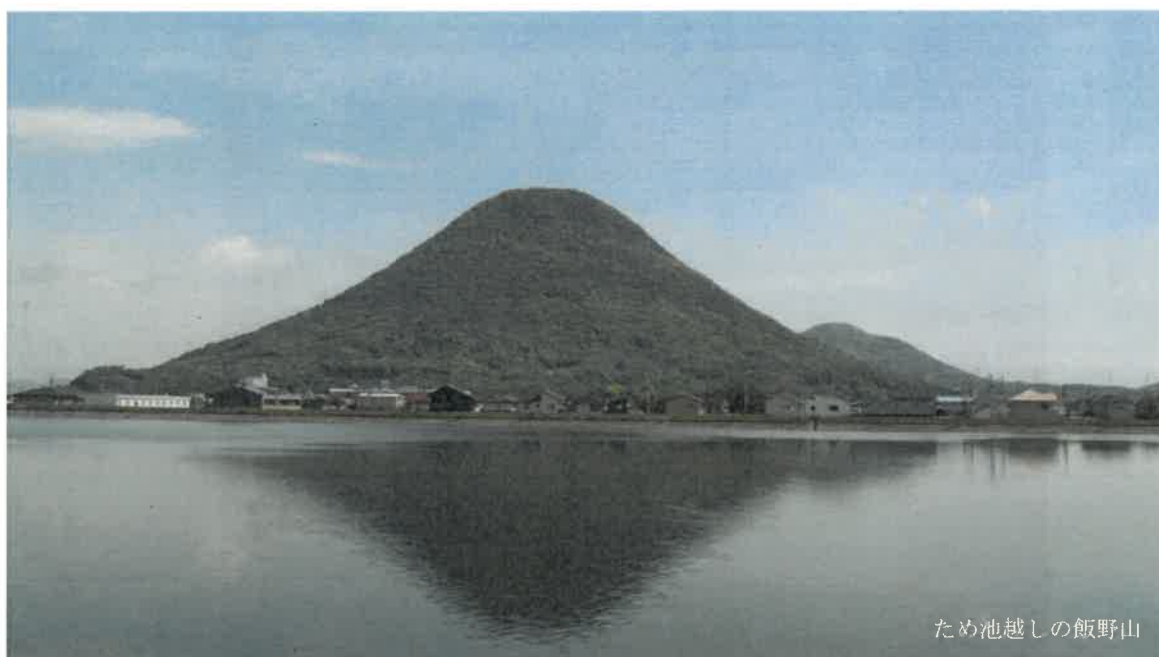
## 景観資源



## 景観づくりの課題

- モザイク状に進む宅地開発が景観に無秩序な印象を与えていることから、周辺と調和した景観の形成が必要である。
- ロードサイド型の土地利用が進み、広告物の乱立やまとまりに乏しい景観も見られることから、沿道景観の形成が必要である。
- ため池越しに見る眺望等、独立峰への眺望景観を保全していくことが必要である。

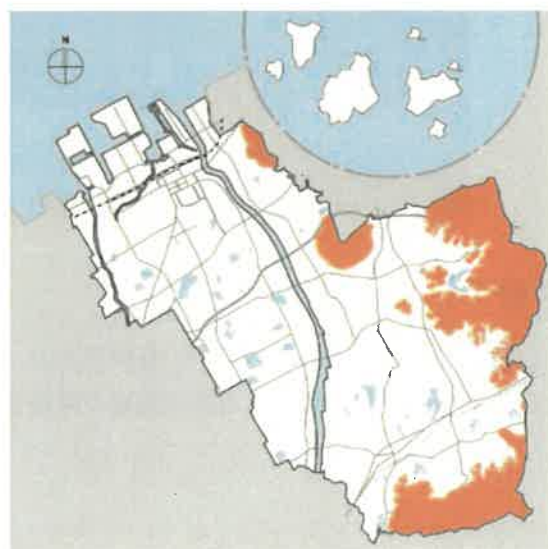
## (7) 山麓エリア



### 景観の特徴

飯野山や青ノ山、堤山の独立峰は丸亀のシンボル景観であるとともに、まちの背景となる貴重な緑である。とくに飯野山は讃岐富士と呼ばれる美しく印象的な山容を誇っている。

また、南部の綾歌三山、回天山では、四季折々の豊かな自然景観が形成されている。



## 景観資源



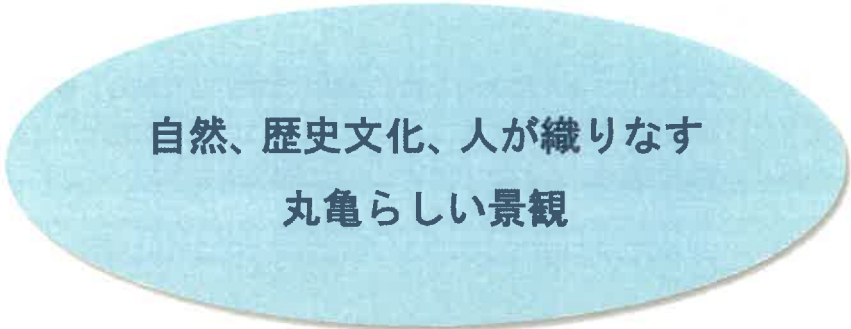
## 景観づくりの課題

- 自然景観を今後も守っていく必要がある。
- 山麓部分の開発等による眺望景観の阻害や緑の喪失を防ぐ必要がある。

## 3 景観形成の目標・施策・方針

### 3-1 景観形成の目標

#### (1) 目指すべき景観像



自然、歴史文化、人が織りなす  
丸亀らしい景観

遠く神代の昔よりの伝統を持つ瀬戸の海、塩飽諸島、緑豊かな飯野山、青ノ山、堤山、綾歌三山など綾歌の山々、水と緑の軸を形成する土器川、大東川、金倉川といった河川。これらの自然や地形は丸亀の風景を形づくる基盤となっている。

また、港と丸亀城を中心として発達した城下町、金毘羅街道などの歴史的道筋、寺社や町家などの歴史資産、本島町笠島の伝統的建造物群、さらに社寺林やため池などの人文的要素も丸亀独特の景観を構成するものとなっている。

これらは、様々な歴史的背景や人々の営みのなかで変化を重ねながら受け継がれ、現在の景観となって現れ、深みや味わいを感じさせる丸亀市の魅力となっている。一方で、郊外へのスプロール化による中心市街地の空洞化、時代の経過による老朽化やライフスタイル・価値観の変化に伴う地域資源の喪失などの課題を抱えている。そのなかで、城の正面を印象づける場所である大手町地区4街区の再整備、島嶼部の石の島としての日本遺産の認定による知名度の向上など、丸亀市の景観を見つめ直し育てる契機となる動きがある。

したがって、丸亀市では、積み重ねられてきた歴史文化を大切にし、活かしながら、これからも多くの人々に親しみを持って愛される丸亀らしい景観をつくることを目標とする。

## (2) 景観形成の目標

丸亀市における景観形成の目標を次のように設定する。

### 目標1 都市個性の表現

地域の自然や歴史文化を活かし、また現代的な都市活動を反映させながら、豊かな市民文化の発現として丸亀らしい個性ある景観をまもり、つくり、育てることを目指す。それがひいては地域や本市への誇りや愛着の醸成につながっていくことが期待される。

### 目標2 快適性・魅力の表現

市民などが住み活動する都市空間が、人間の感性を通して気持ちよく、居心地の良い場所として感じられるようになることを目指す。また、市民の活動等の創出を促し、都市の経済的・文化的活力の魅力的な表現を進め、観光や地域の活力の向上につながっていくようになることを目指す。



### (3) 取組の方針

次のように、都市や都市空間に対する考え方のもと、取組の方針を設定する。

丸亀市の景観形成にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場からこれらの方針を尊重した取組を進めていく。

## 方針1 市民の共有財産として景観をまもり育てる

---

都市の景観は、地域の自然条件のなかで、多くの人が集まって住み活動し、長い歴史のなかでつくられてきた。このような都市の景観を、これからも市民のかけがえのない共有財産としてまもり育てるものとする。

## 方針2 多様な主体による参加型の景観まちづくりの推進

---

都市景観は、都市や各地域にかかわる市民や企業、団体などの主体的な取組によってこそ豊かなものとなる。景観が市民などの共有財産であり、景観への配慮は都市生活や活動において欠くことのできない作法であるという認識を共通にしていきながら、市民などと行政が協働し、景観形成を通じた魅力的なまちづくりをすすめていくものとする。

## 方針3 長期的な視点による計画的な景観形成

---

景観は、一朝一夕に形成されるものではなく、時間をかけてつくられるものである。また、都市は生きており、その景観は絶えず変容する。

これらの変容を魅力的な景観につなげていくためには、長期的な展望のもと、多くの創意を重ねていくこととあわせて、社会情勢や市民などの価値観の変化などに対応できる柔軟な姿勢で対応するものとする。

#### (4) 景観形成の方法

景観形成の具体的方法は場所や対象により多様であるが、共通して原則とすべき考え方を次のように設定する。

##### 方法1 「まもる・そだてる」

自然・歴史文化・人は景観形成の基盤であり主役である。これらを大切にすることが第一に重要である。

◇自然をまもり豊かにする

- ・自然と都市の共生環境づくりをすすめる中で、かけがえのない海・山・川の自然環境を保全する。
- ・丸亀の風土を形成している讃岐平野の田園風景を大切にす。

◇歴史文化を大切にす

- ・丸亀城への眺望を丸亀のシンボリックな景観とする。
- ・歴史文化資源、まち並みや道筋、また集落の景観を保全し育成する。

◇人にやさしい空間をそだてる

- ・人の感性にやさしい気持ちよい空間をつくる。
- ・歩行者空間を大切にす。
- ・安全性、ユニバーサルデザインに配慮する。

##### 方法2 「つくる」

施設建築物をはじめ道路などの新しく生まれる都市の活動を支える要素は、都市の環境や景観をより魅力的にする方向でつくられなければならない。

◇場所の魅力を高める土地利用とデザインとする

- ・全ての建築活動や開発は、今ある環境や景観に新しい価値や魅力を付加するものでなければならない。

◇景観の軸・核として公共施設をつくる

- ・都市景観に大きな影響を与える道路や公園、周辺地域の景観形成において、その軸や核となるよう整備する。

◇身近な環境から景観をつくる

- ・気持ちよい生活環境づくりの一環として地域景観の形成をすすめる。このためにも市民によるまちづくりの活動を大切にす。

##### 方法3 「つなぐ・ひろげる」

景観のデザインは関係のデザインである。様々な主体によってつくられる多様な要素が、互いに他を活かし高めあうよう協働・協調して景観をつくる必要がある。

◇眺望景観を大切にす

- ・丸亀城、飯野山、青ノ山、堤山など丸亀城や独立峰への眺望景観を保全する。

- ・まちから海への眺望を大切にする。

◇境界領域を心地良いものにする

- ・道路など公共的空間と建築敷地など私的空間の境界領域を快適なものにする。
- ・隣り合う私的空間相互の関係を、気遣いあいながら気持ちの良いものにする。

◇景観をつなげる・ひろげる

- ・点的な景観要素を線につなげ、面にひろげる。
- ・まち並みの連続をつくり、地区としての景観的まとまりを育てる。
- ・今ある景観要素を発見し、新しい魅力を付加する。

## 3-2 景観形成の施策

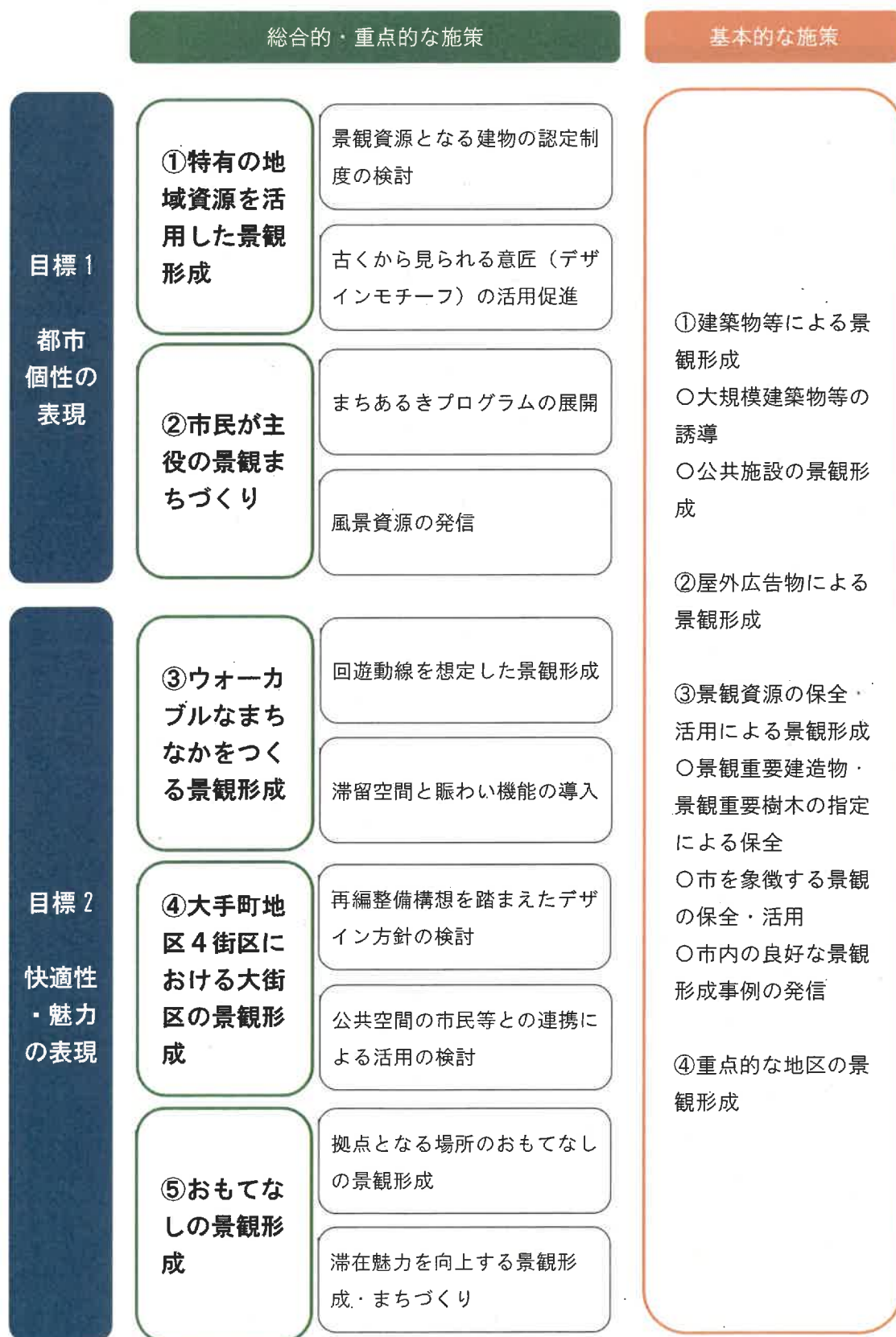
### (1) 考え方

景観形成はまちづくりにおいて多様な意義を持つこと、景観は様々なアクティビティの結果として立ち現れるものであることから、総合的な観点から多様な取組を展開していくことが重要である。

そのため、景観法や丸亀市景観条例に基づく景観形成の施策（基本的な施策）はもちろんのこと、多様な分野と連携しながら取り組む施策（総合的・重点的な施策）との両輪で行っていくことが必要である。



■景観形成の目標と施策の体系



## (2) 総合的・重点的な施策

### ①特有の地域資源を活用した景観形成

丸亀市には、町家や近代建築物、細部の意匠のこだわりのあるビル、昔ながらの商店など、年数を重ねて受け継がれてきたものがあり、丸亀の景観を印象づける魅力の一つとなっている。一方で、これらの多くは文化財の指定・登録はされておらず、地域の暮らしに根付いた身近な資源は、建て替えや老朽化等により喪失してしまうという課題がある。

地域資源の保全・活用の方向は、多くの人に認知されるまちのシンボルを目指すものばかりではなく、懐かしさや味わい深さ、愛着など、より身近に親しまれ愛されるような価値にも目を向けることが重要である。

したがって、今ある身近な地域資源の保全、活用を通して、景観の魅力を創出するリノベーション型の景観形成を進める。

#### ○景観資源となる建物の認定制度の検討

本市には、これまで歩んできた歴史とともに蓄積され、地域の営みを今に伝える様々な年代・形態の建物が数多く現存する。これらの地域の営みの蓄積を感じるもの、身近な地域の暮らしに根付き、親しみをもたれてきたもの等を「うまげな建物」とし、市独自で認定する制度を検討し、認定した建物の発信や活用を促進することで、次世代に受け継いでいく。

#### 制度に基づく取組の展開イメージ

##### 【認定までの流れ】

候補物件の抽出

- ・これまでの調査資料などから候補物件を抽出するとともに市民及び地域団体から公募

都市景観審議会もしくは部会を設立し審査

- ・候補物件の中から、認定における視点や要件を定めて、総合的に判断  
(認定の視点) ・「うまげな建物」の存在の周知  
・「うまげな建物」を通じた丸亀市の魅力の創造・発信  
(認定要件) ・「うまげな建物」としての魅力を持っているもの  
・認定の視点からみて、効果の高いもの

所有者の同意

認定

##### 【認定後の取組例】

- ・認定建物をめぐるルート化とマップによる発信
- ・認定建物の保全や活用に関する基金の設立
- ・まちあるきのプログラムの実施

**参考事例** 弘前市 「趣のある建物」指定制度

- ・弘前市には、弘前城をはじめとする歴史的な建造物や、明治・大正期の洋風建築物などの文化財が数多く残されている。また、文化財には指定されていないものの、歴史と文化が息づく情緒豊かな建物も数多く点在している。
- ・これら弘前の風情を醸し出している古い建物を「趣のある建物」として指定し、市民や観光客に発信することで、弘前の新たな魅力の発見や、城下町としての奥行きを体感してもらうことを目的とした制度である。
- ・住宅や店舗、旅館など、多様な用途の建物が認定され、認定後に活用が行われた建物もある。



「趣のある建物」とモデルコースを紹介するマップ



趣のある建物



指定の表示板

## ○古くから見られる意匠（デザインモチーフ）の活用促進

古くから継承されてきた建物の優れた要素を取り入れ、現代の暮らしや建物に反映することは、丸亀の歴史文化を継承した景観まちづくりのために大切なことである。

例えば、町家特有の格子窓、白漆喰の壁といった意匠の他にも、市内や市外も含めた周辺に特徴的に見られる意匠がある。地域で受け継がれてきた建物を参考にしながら、景観を特徴づけたり、歴史文化を反映するものを継承していく。

### 【取組の例】

- ・活用事例や由来を示したガイドブックの作成、発信
- ・丸亀の特徴的な建築技術展・講座
- ・アートイベントと連携した取組
- ・丸亀市の特徴的な建築技術を継承し、景観形成活動を担う景観マイスターの認定

### 参考事例 漆喰・鍍絵かんぱんプロジェクト（瀬戸内国際芸術祭 2016 作品 作者：村尾かずこ）

- ・瀬戸内国際芸術祭により制作された作品。本島に残る言い伝えや昔話を島の人から聞き取り、作品が制作された。





## 丸亀らしい意匠（デザインモチーフ）例

### ■黒漆喰と黒タイルを用いた意匠

- ・黒漆喰や黒タイルを用いた町家が市内に存在する。外壁の仕上げの一部として用いられ、黒漆喰は、左官技術の中でも極めて質の高い仕上げと言われる。
- ・主に商業建築に用いられており、景観に重厚感を与えている。



黒漆喰や黒タイルを用いた建物（市街地）

### ■石材を用いた意匠

- ・石材は主に建物や塀の基礎として使われている。町家の壁面の一部の仕上げとしても用いられている事例が見られる。
- ・意匠のポイントとなり、石材が用いられた建物や塀が景観の連続性を生み出している。



石材を用いた基礎や塀（本島）



外壁の一部に石材を用いた建物（市街地）

（青木石）

- ・青木石は、丸亀市の広島で採掘される青みをもった御影石である。大阪城を築いた巨大な石もかつてこの島で採掘され、運び出されたという。
- ・連綿と良質の石を生産しつづける広島・青木石は、墓石材、環境石材や埋め立て目的に使用される。墓石材となる高品質の部分はわずかで、造園、建築用などにも利用されている。

### ■鏝絵（こてえ）

- ・鏝絵とは、日本で発展した漆喰を用いて作られるレリーフのことである。左官職人がこて（左官ごて）で仕上げていくことから名がついた。
- ・題材は福を招く物語、花鳥風月が中心であり、着色された漆喰を用いて極彩色で表現される。財を成した豪商や網元が母屋や土蔵を改築する際、富の象徴として外壁の装飾に盛んに用いられた。
- ・讃岐平野では、青と白を使って描かれた鏝絵が見られ、水を表現したもので、火事除けの目的があるという。また、本島には大黒天の鏝絵がある。



鏝絵（市街地）



鏝絵（本島）

## ②市民が主役の景観まちづくり

地域の景観形成につながる活動は、そこで生活を営み、地域を最も良く知っている市民が主役となって進めることが大切である。また、市民が身近な地域の景観に関心を持ち、愛着を感じることで、次世代への継承へとつながるものである。

そのため、市民が楽しめるような取組を進めることで景観に対する関心を高めながら、市民が主体となった地域の景観まちづくりを進める。

### ○まちあるきプログラムの展開

観光施策との連携も検討しながら、市民の景観に対する認知や関心を高めるまちあるきや、市民自身が案内人となるようなガイドの育成等を検討する。

#### 【取組の例】

- ・景観への関心を高めるまちあるきプログラムの実施
- ・まちあるきガイドの育成

### ○風景資源の発信

ランドマークである丸亀城や飯野山への視点場は、まちなかや郊外部をはじめ至るところに点在することから、これらは誰もが認識できる景観のアイコンになっている。また、市民誰もが知る風景の他にも、地域の人が知り親しまれる身近な風景資源がある。

このような市民が誇れる風景資源を発信する取組を行い、顕彰していく。

#### 【取組の例】

- ・市民による讃岐富士眺望景観の写真の発信や展示
- ・丸亀市風景資源の認定

### ③ウォーカブルなまちなかをつくる景観形成

本市は海上交通の要衝、物資の集散地、金毘羅参りの寄港、さらに城下町として発展してきた重層的な歴史的背景を持っている。年代を経て、中心市街地には大手町地区4街区など開発・整備により街区再編されたエリアと、城下町の町割を継承するエリアのタイプの異なる街区構造を持つエリアが並存している。

城下町の地割や歴史の重層性を感じる景観が継承される一方で、中心市街地からの人口流出が顕著になって久しく、商店街も郊外のロードサイド型の商業施設に買い物客が流出し、空き店舗が増加している。こうしたまちなかの課題を解決し、居心地の良い都市空間を創出するために、丸亀市の特性を活かしながら、歩いて楽しいウォーカブルなまちなかをつくる景観形成を進めていく。

#### ○回遊動線を想定した景観形成

大街区エリア（武家地）、中小街区エリア（町人地）のそれぞれでアクティビティ（人、回遊動線）を想定し、通りの景観整備や誘導、活用促進を行い、歩いて楽しい景観形成を行う。

##### 【取組の例】

- ・丸亀城への眺望ポイントの設定
- ・城下町の履歴を顕在化（案内板、舗装による可視化など）
- ・商店街の通り：沿道景観のルール化（FACE21等の取組との連携）
- ・主要な動線におけるニューノーマルに対応したワークスペースや居住スペースとしての活用促進（認定制度、空き家施策との連携）
- ・駐車場や空き地の活用実験
- ・主要な動線における無電柱化の推進

##### FACE21とは

丸亀中央商店街の空き店舗の解消や、まちのにぎわいづくりに向けた拠点施設として、平成29年（2017年）4月にオープン。

丸亀市・丸亀商工会議所・丸亀市中央商店街振興組合連合会の三者が協議会をつくり運営。

#### ○滞留空間と賑わい機能の導入

ウォーカブルなまちなかを実現していくために、人の滞留空間の創出や沿道の賑わい創出に取り組む。

##### 【取組の例】

- ・道路をはじめとした公共施設の歩行者空間整備、広場化
- ・沿道建物の1階用途（賑わい、滞在等）、景観誘導など

## ④大手町地区4街区における大街区の景観形成

大手町地区4街区は、公共公益機能が集積したシビックゾーンとして、本市の顔となる重要なエリアである。市庁舎をはじめとした公共施設の整備が完成し、新たなまちのシンボルとなっており、市民の期待も高いエリアとなる。

また、過去の開発・整備により街区再編されたエリアであり、大街区の地割となり、丸亀城への眺望の軸となる通りがエリアの中央を通っている。

このような大手町地区4街区の再整備を契機としながら、丸亀城への眺望や公共空間におけるにぎわい創出などを進め、良好な景観形成に取り組む。

### ○再編整備構想を踏まえたデザイン方針の検討

平成30年(2018年)に作成された再編整備構想を踏まえ、エリア一体としての統一した考え方を持った景観のデザインの方向性を検討し、良好な景観形成を促進する。

#### 【取組の例】

- ・エリアの景観デザインガイドラインを策定(ファサード、スカイライン、建物低層部と外構、サイン、色彩、夜間照明などの誘導)
- ・デザイン協議(レビュー)

### ○公共空間の市民等との連携による活用の検討

広場や公共施設の空地等を活用し、市民やまちづくり活動団体等と連携しながら、公共空間の有効活用を検討する。

#### 【取組の例】

- ・広場や通りの活用の社会実験の実施

## ⑤おもてなしの景観形成

丸亀城や飯野山は丸亀を象徴するものであり、市民のみならず市外の人からも親しまれている。重要伝統的建造物群保存地区の笠島集落があり、日本遺産に認定された石の島の物語の舞台でもある塩飽本島は、生活に根差した景観が来訪者にとっても魅力である。

丸亀駅や丸亀港はこれらに訪れるための交通の起点となり、本市の入口となる。また、丸亀港を起点とした金毘羅街道は、金毘羅五街道のうち最も往来の多かった街道といわれ、沿道には街道の歴史を物語る景観が残っている。

このような観光資源や拠点となるものを活かし、人々を迎え入れ、滞在魅力を高める、おもてなしの景観形成を進める。

### ○拠点となる場所のおもてなしの景観形成

丸亀駅や丸亀港については、本市の入口として、本市のイメージの向上やにぎわいを感じられる空間として、景観整備や誘導、空間の活用を検討していく。

#### 【取組の例】

- ・駅前広場の再整備（城下町へと導く空間整備の工夫、景観誘導など）
- ・港周辺の滞在空間の整備（既存施設を活用した交流スペース、案内機能の強化など）
- ・美術館と連携し、駅前空間でのイベントの実施

### ○滞在魅力を向上する景観形成・まちづくり

丸亀城や飯野山、日本遺産、笠島集落など、本市の観光資源となるものについての発信や資源の活用、周辺も含めた一体の景観形成などを進めることで、滞在魅力を向上させる。

#### 【取組の例】

- ・周遊ルートの設定、マップ作成、周辺の景観整備
- ・石の景観の認定や発信（日本遺産の構成要素とならないものの個別認定）
- ・伝統的建造物群保存地区の周辺での景観誘導、修景
- ・伝統的建造物の滞在や交流施設としての活用

### (3) 基本的な施策

#### ①建築物等による景観形成

優れた景観を形成していくためには、周辺の景観と調和する建築物等をつくることが求められる。建物や工作物をつくる、開発行為を行うことは、良好な景観を形成する重要な機会となる。

また、周辺の景観に配慮した優れた建築物等は、まちの一部として永く残り、市民からも愛されるものとなる。したがって、建築物等をつくるときには、周辺の景観の特徴に応じた配慮や良好な景観形成に資する取組を進める。

#### ○大規模建築物等の誘導

都市の空間は、その所有形態によって公的空間と私的空間の領域に分類されるが、この公私両空間の境界領域は半公共的な性格を持つ。景観が優れたものとなるためには、道路などに沿った塀、生垣、前庭、建築物の外壁や屋根など、この境界領域のあり方が極めて重要であり、その景観が適切なものとなるよう必要な規制誘導を行う。

大規模な建築物等は景観に大きな影響を及ぼし、景観形成においてより一層の創意工夫が求められることから、一定規模以上の建築物等に対し、よりよい景観づくりに向け、丸亀市景観条例に基づく景観形成基準を定め、周辺の景観への配慮を求める。

景観形成上の様々な工夫をまとめた「丸亀市景観ガイドライン」の活用により、事業者等に景観面での工夫を促すとともに、また、計画・設計の早い段階で事前協議を行い、必要に応じて景観審査会による助言を受けながら、質の高い建築物等になるよう、誘導を行う。

#### ○公共施設の景観形成

公共施設はまちの景観の骨格を形づくる重要な要素であり、様々な景観要素をつなぐものとしてとても大切である。また、公共建築物はまちのイメージを高め、民間建築物のデザインにも良い影響を及ぼす波及効果が期待できる。今後進める公共施設の整備、維持・管理にあたっては、景観への配慮を十分に行い、景観形成において先導的な役割を果たすよう努める。

現在は、金毘羅街道の一部が景観重要公共施設に指定されている。この他にも特に景観上重要なものについては、指定も含めて検討を行う。

## ②屋外広告物による景観形成

屋外広告物は、効果的に掲出することでまちのにぎわいや活気の演出にも寄与するが、その一方で、乱雑・過剰な広告物の掲出は景観を阻害することにもなる。

丸亀市の屋外広告物は、香川県屋外広告物条例に基づく許可基準、および、丸亀市景観条例に基づく行為の制限により、幹線道路沿いの特定のエリアや大規模な広告物に対して誘導が行われている。

屋外広告物も都市景観を構成する重要な要素として認識し、周辺景観との調和等にも配慮した屋外広告物の掲出を進めていく。

## ③景観資源の保全・活用による景観形成

本市の歴史的あるいは景観上特徴のある資源、市民に永く親しまれている景観資源を保全するとともに、それらを積極的に景観形成に活かしていく。

### ○景観重要建造物・景観重要樹木の指定による保全

- ・景観上重要な建築物や工作物、樹木等については、景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木として指定をし、保全を図る。

### ○市を象徴する景観の保全・活用

- ・飯野山など特徴的な独立峰の眺望景観を保全するため、景観形成基準により景観誘導を図る。

### ○市内の良好な景観形成事例の発信

- ・都市景観の形成に特に寄与していると認められる建築物及び工作物については、市の良好な景観形成を先導するものとして、丸亀市景観条例による表彰制度を活用し、発信することを検討する。

## ④重点的な地区の景観形成

地区の景観の保全や育成を図るためには、その地区に住んでいる住民の方がまちの将来のすがたを話し合い、合意のもと問題や課題の解決に向けて必要であり、地区の特性に応じたルールづくりを行うことが最も効果的である。

住民や事業者が主体となって、地区の景観について話し合い、自主的な方針や法的根拠を持つ景観重点地区の指定および基準を設定等の取組を進める。

### 3-3 エリア別の景観形成の方針

丸亀市の都市空間を景観面から次のような構造要素で組み立てる。

#### □景観エリア

地域の自然条件や土地利用に対応して、それぞれの景観特性を方向づけるうえでのまとまりとなる範囲を設定し、景観エリアの特性に応じた景観形成を行うために設定する。

- ①海・島嶼エリア：塩飽諸島とその周辺海域の景観
- ②臨海エリア：瀬戸内海に臨む浜と埋め立て地の景観
- ③都心エリア：丸亀城を核とする旧城下町のうち中心的都市機能が集積する市街地景観
- ④丸亀城歴史エリア：丸亀城旧外濠内の旧武家屋敷街やシビックゾーンなどの景観
- ⑤周辺市街地エリア：都心エリアの外側の市街地景観
- ⑥田園エリア：周辺市街地エリアの西部及び南部の田園景観
- ⑦山麓エリア：青ノ山から飯野山、城山、綾歌三山などの地域景観

#### □景観軸

道路、河川、海岸線などの線状や帯状に連なり、都市の骨格となる、あるいは、まとまりある軸景観が形成されているところについて、都市の魅力の向上や景観特性の保全に取り組むために設定する。

- ①広域幹線軸：市域を貫通する広域の幹線道路景観
- ②海岸軸：海岸沿いに市域を貫通する海岸の幹線道路景観
- ③歴史文化軸：金毘羅街道筋やへんろ道などの歴史的な道筋の景観
- ④河川軸：土器川など河川に沿った景観

#### □景観拠点・景観核

景観形成にあたって配慮されるべきランドマークとなる資源や地域の顔となる地区を景観拠点・景観核とし、丸亀市や各地域の誇りや愛着が持てる個性ある景観の形成を促すために設定する。

- ①歴史文化景観拠点：市や地域の歴史を語る場所周辺の景観
- ②港景観拠点：丸亀旧港周辺の景観
- ③都市文化景観拠点：都市活動、市民生活の中心となる場所周辺の景観
- ④シビック景観拠点：市民共有の公共施設が集まる市役所周辺の景観
- ⑤丸亀城景観核：丸亀城の景観
- ⑥山地景観核：山地の景観
- ⑦ため池景観核：ため池の景観



## (1) 景観エリア

### ①海・島嶼エリア：塩飽諸島とその周辺海域の景観

□テーマ 「海の自然景観の保全と育成」

穏やかで明るい瀬戸内海と塩飽諸島の緑、また瀬戸大橋などへのパノラマは丸亀の海・島嶼エリアの魅力である。特に本島町笠島の重要伝統的建造物群保存地区の他、島の集落や寺社などの歴史文化遺産とともに海浜や島の緑などの自然景観をまもり育てていく。

### ②臨海エリア：瀬戸内海に臨む浜と埋め立て地の景観

□テーマ 「海とまち、海と人のふれあいや出会いの景観を豊かにする」

臨海部は港や工場などが立地し、市の経済発展を担ってきたところであるが、瀬戸内海を臨む自然条件は丸亀の大きな魅力である。貴重な自然景観を残す中津海岸をはじめ浜周辺をまもっていくなど、臨海部を市民にとって親しみの持てるものとし、海とまち、海と人をつなぐ景観整備をすすめる。

### ③都心エリア：丸亀城を核とする旧城下町のうち中心的都市機能が集積する市街地景観

□テーマ 「風格やにぎわいのある都市の顔づくり」

城下町丸亀の面影を残す道筋、新堀湛甫周辺や点在する寺社など歴史的なものに現代的なものを組み合わせ、丸亀市の玄関口として風格と個性ある魅力を感じさせ、また人が集まる都心として、市民等の共感を育む景観を形成するものとする。

また、港、駅、城を結ぶ都心軸の回遊性を高める道筋とまち並の整備をすすめる。

### ④丸亀城歴史エリア：丸亀城旧外濠内の旧武家屋敷街やシビックゾーンなどの景観

□テーマ 「丸亀らしさを代表するシンボル景観の形成」

丸亀市のシンボル丸亀城を核に、これを取り巻く内濠および旧城下町武家屋敷街（番丁）、また市役所等の公共施設が集まるシビックゾーンなどの一体的な景観形成をすすめ、市民や来訪者が丸亀らしさを共感する景観を守り、さらに優れたものに育てていく。

### ⑤周辺市街地エリア：都心エリアの外側の市街地景観

□テーマ 「農・住・商の調和による潤いある生活環境の形成」

都心エリアの外側の市街地で、金毘羅街道など旧街道に沿ったまち並み、街角があり、比較的近くに丸亀城を望むことができる地区である。近年の都市計画の変更等により急激に開発や建設が進行している。

歴史的な道筋と新しい道路のそれぞれを活かしながら、魅力ある市街地骨格を形成していくものとする。また、それぞれの場所にある景観資源を活かしながら、身近な生活景観（コミュニティ景観）を潤いあるものにしていく。

⑥田園エリア：周辺市街地エリアの西部及び南部の田園景観

□テーマ「田園を活かしたゆとりある景観形成」

豊かな農地の中に多くのため池や集落が点在する田園は、飯野山、青ノ山、綾歌三山など周辺の山への緑豊かな展望がひらけ、瀬戸内海に面した丸亀平野の明るく広やかな風景を特徴づけている。恵まれた自然を保全しながら、エリア内各地域の道筋や集落に残る歴史や伝統的景観要素を活かし、これに新しい道路や住宅、生活サービス施設などの骨格や要素を組み込みながら、ゆとりある田園エリアの景観を形成するものとする。

⑦山麓エリア：青ノ山から飯野山、城山山塊、綾歌三山の地域景観

□テーマ「山の自然景観の保全と緑豊かな山麓部地域の景観形成」

飯野山は丸亀城と並び丸亀市のシンボルとなっており、青ノ山・飯野山から城山へ、さらに綾歌三山へとつづく山麓エリアは丸亀市の風景を緑豊かに縁取り、市民レクリエーションの場としても親しまれる自然環境を提供している。また、飯山地区山麓に広がる桃畑は丸亀の季節の風景を特徴づけている。

貴重な自然環境の保全とともに、周辺での開発や建築を適切なものにし、緑豊かな景観をまもり育てる。

## (2) 景観軸

### ①広域幹線軸：市域を貫通する広域幹線道路景観

□テーマ 「緑と眺望が豊かなパークウェイ（※4）」

山への見通しがよく、自然豊かな沿道景観を形成する。これらの道路によって周辺景観が分断されることがないように、また、調和のとれたまとまりある沿道景観を形成するよう、道路緑化、沿道緑化、沿道広告物の適切化、街角を魅力的にすること等をすすめる。

※4 風景を楽しめる道筋

### ②海岸軸：海岸沿いに市域を貫通する海岸幹線道路景観

□テーマ 「開放感ある快適な海辺の沿道景観の形成」

臨海部を通る県道 193 号について、開放感とうるおい感じる景観を形成する。

海への眺め、海からの眺めに配慮した沿道の建物の景観誘導、沿道広告物の適切化などまとまりある景観を形成する。

### ③歴史文化軸：金毘羅街道筋やへんろ道などの歴史的な道筋の景観

□テーマ 「歴史を感じる地域の生活通りとしての景観形成」

丸亀には、港・城下町から伸びる道筋として、金毘羅街道（丸亀街道）、高松街道、伊予街道、そして高松から西に進む金毘羅街道（高松街道）がある。また、多度津から中心市街地を通り東に向かうへんろ道があり、現在でも生活通りなどとして沿道地域の骨格となっている。

歴史や生活文化を感じる道筋の魅力を守り活かした景観形成を進める。周辺のまち並みを調和する生活道路として、人にやさしい快適な道路空間を形成する。

### ④河川軸：土器川など河川に沿った景観

□テーマ 「快適性や親水性ある河川景観の形成」

土器川、金倉川をはじめ大東川や西汐入川、網の目のように流れる水路は都市の構造と環境を造る自然性の高いまちの骨格である。とくに田園部を流れる土器川は周辺の緑をつなぐネットワークの軸となり、市民に親しまれる憩いの環境を提供している。

自然環境の保全、河川と調和したすっきりとした沿川景観の形成、土器川沿いの広がりのある眺望や見通しに配慮した景観形成を行う。

### (3) 景観拠点・景観核

#### ①歴史文化景観拠点：市や地域の歴史を語る場所周辺の景観

□テーマ 「歴史文化を守り親しむ景観形成」

丸亀城周辺の城下町、笠島の伝統的建造物群保存地区など、歴史的なまち並みを守るとともに、周辺景観との調和や、周辺整備など、多くの人により親しむことのできるような景観形成を行う。

#### ②港景観拠点：丸亀港周辺の景観

□テーマ 「開放的な丸亀インナーポートゾーン(※5)の形成」

金毘羅街道の玄関口として発展した新堀湛甫周辺は太助灯籠などの歴史的シンボルや、往時のにぎわいを感じさせるまち並みを今も残している。

港の歴史を活かした魅力的な親水空間をつくり、海からの玄関口として、明るく開放的な印象の景観形成、駅や中心商業地との連絡強化を図りながら一体的なにぎわいをつくっていくものとする。

※5 内陸に入り込み市街地と直接に接する港のゾーン

#### ③都市文化景観拠点：都市活動、市民生活の中心となる場所周辺の景観

□テーマ 「都市文化とまちの履歴を活かした景観の形成」

駅周辺の中心商業地や文化施設などを、人が集まりにぎわい、城下町としての歴史の継承とともに新しい市民文化が創造され表現される空間にしていくことが期待されている。

このため、にぎわいある道筋・まち並み・街角の景観形成、快適な歩行者空間の形成をすすめる。

#### ④シビック景観拠点：市民共有の公共施設が集まる市役所周辺の景観

□テーマ 「にぎわいと風格感じる景観形成」

丸亀市では旧城下町の大手筋を軸に市民が利用する公共施設がまとまっている。

ゆとりある歩行者空間の整備をすすめるとともに、人が集まり楽しめるにぎわい空間を創出し、城を印象的に見せる、周辺の建築物の調和、夜間景観の演出など、風格、親しみ、シンボル性のある景観をつくっていく。

#### ⑤丸亀城景観核：丸亀城の景観

□テーマ 「丸亀城のシンボル性を育む景観形成」

平坦地に突出した丸亀城の姿は、市ばかりでなく中讃地域の歴史的シンボルである。丸亀城の保全や整備を進めるとともに、周囲から丸亀城への眺望を確保し、丸亀城を尊重した景観形成をすすめる。

#### ⑥山地景観核：山地の景観

□テーマ 「山容の保全と印象的な眺望景観の形成」

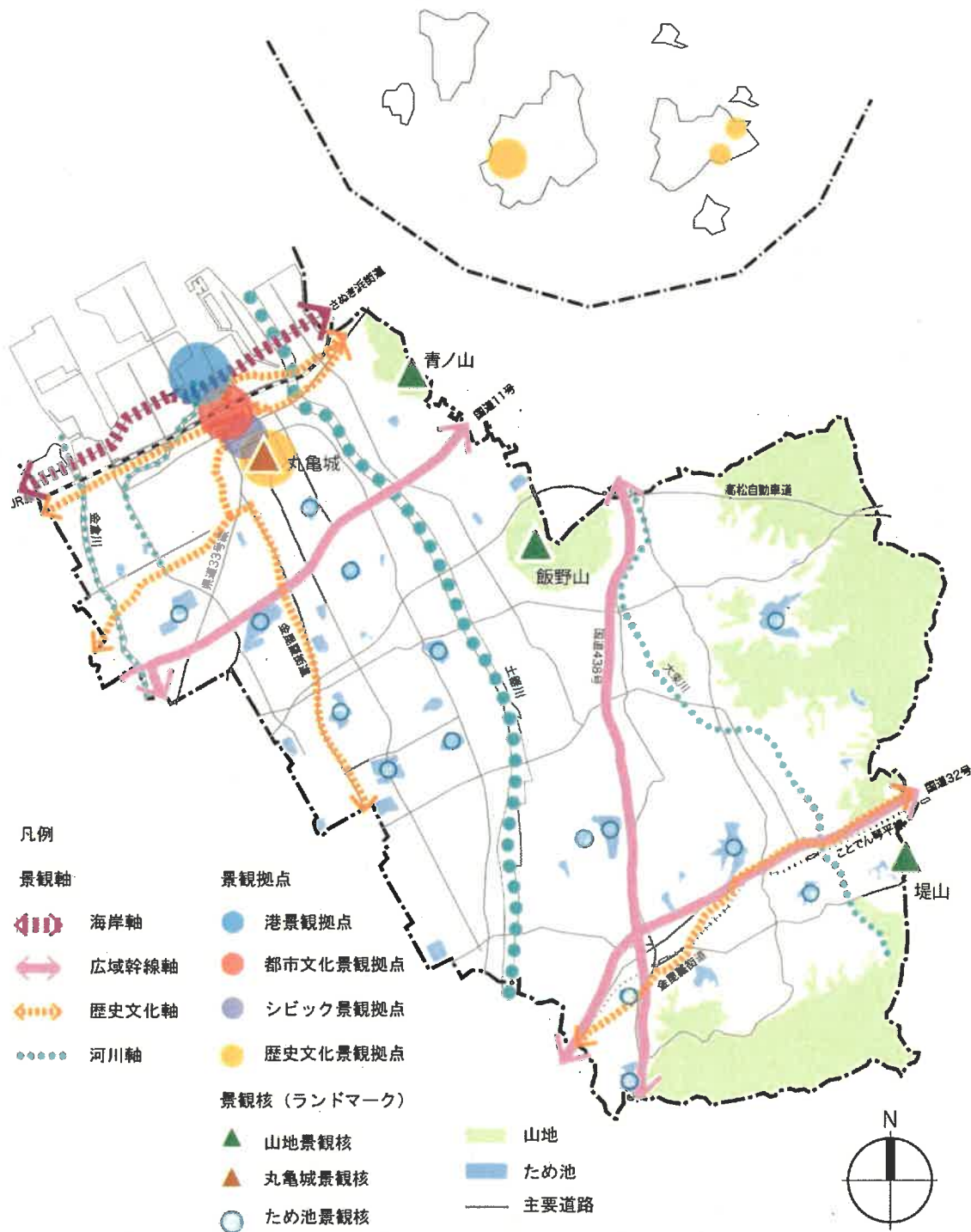
美しい山容を持ち城と並ぶ市のシンボルとなる飯野山、青ノ山、堤山の独立峰は、緑のランドマークとなっている。このような山容の保全、山麓部の開発や建築等の形態や色彩などの調整をすすめるとともに、山容への眺望景観に配慮する。

#### ⑦ため池景観核：ため池の景観

□テーマ 「水に親しみ、眺望を楽しめる景観の形成」

本市や周辺の讃岐平野一体は、多数のため池が分布するのが特徴である。ため池の自然景観の保全、山と一体となった眺望景観の配慮、周辺の建物とため池との調和に配慮する。

景観構造図

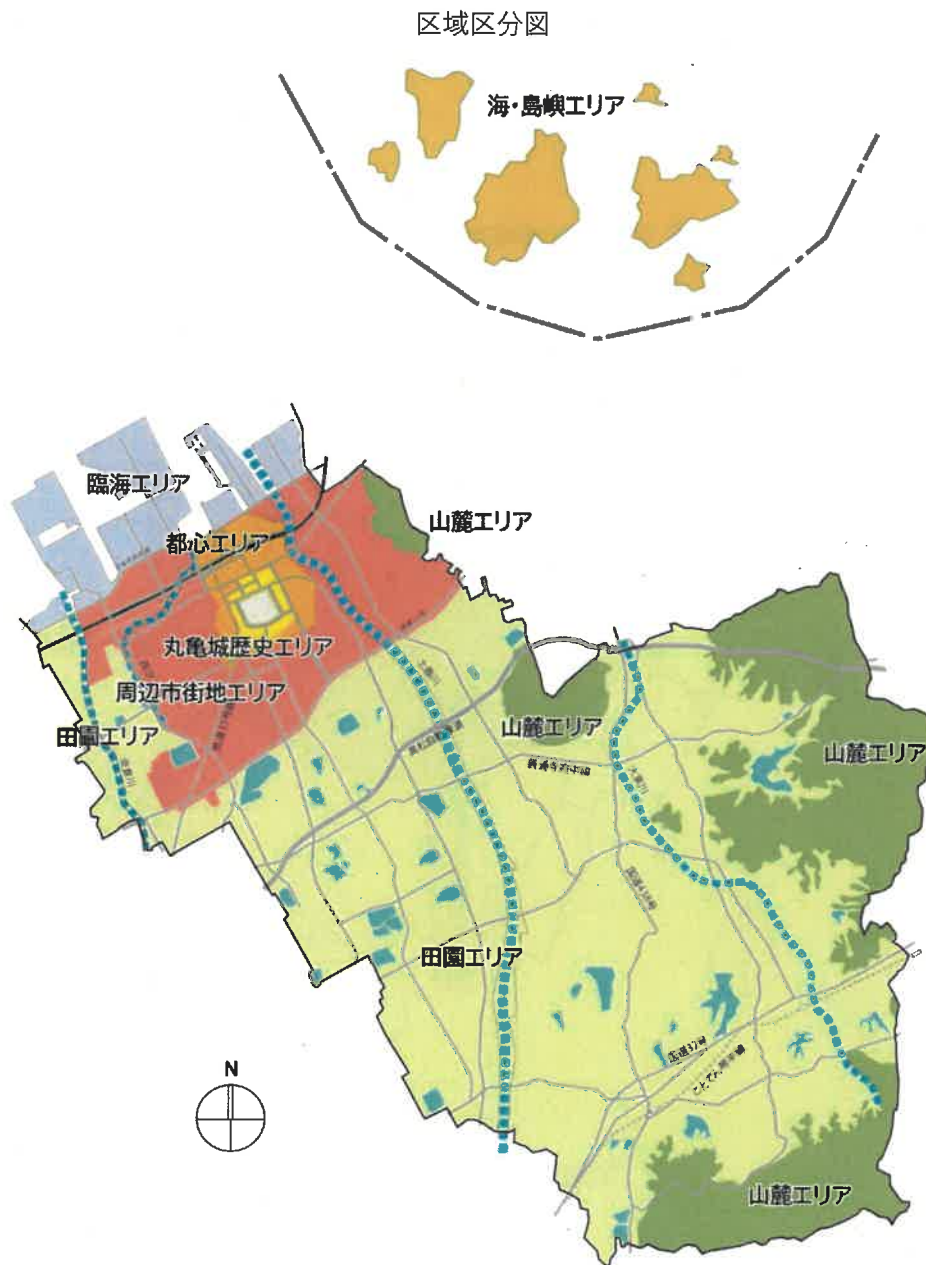


# 4 景観計画区域の設定

## 4-1 景観計画区域

景観計画区域は、丸亀市全域とする。

景観計画区域については、地域の自然・歴史的条件、また土地利用や都市計画等の条件に対応して景観エリアを区分し、各エリアの特性と目指すべき方向に沿って景観形成をすすめる。

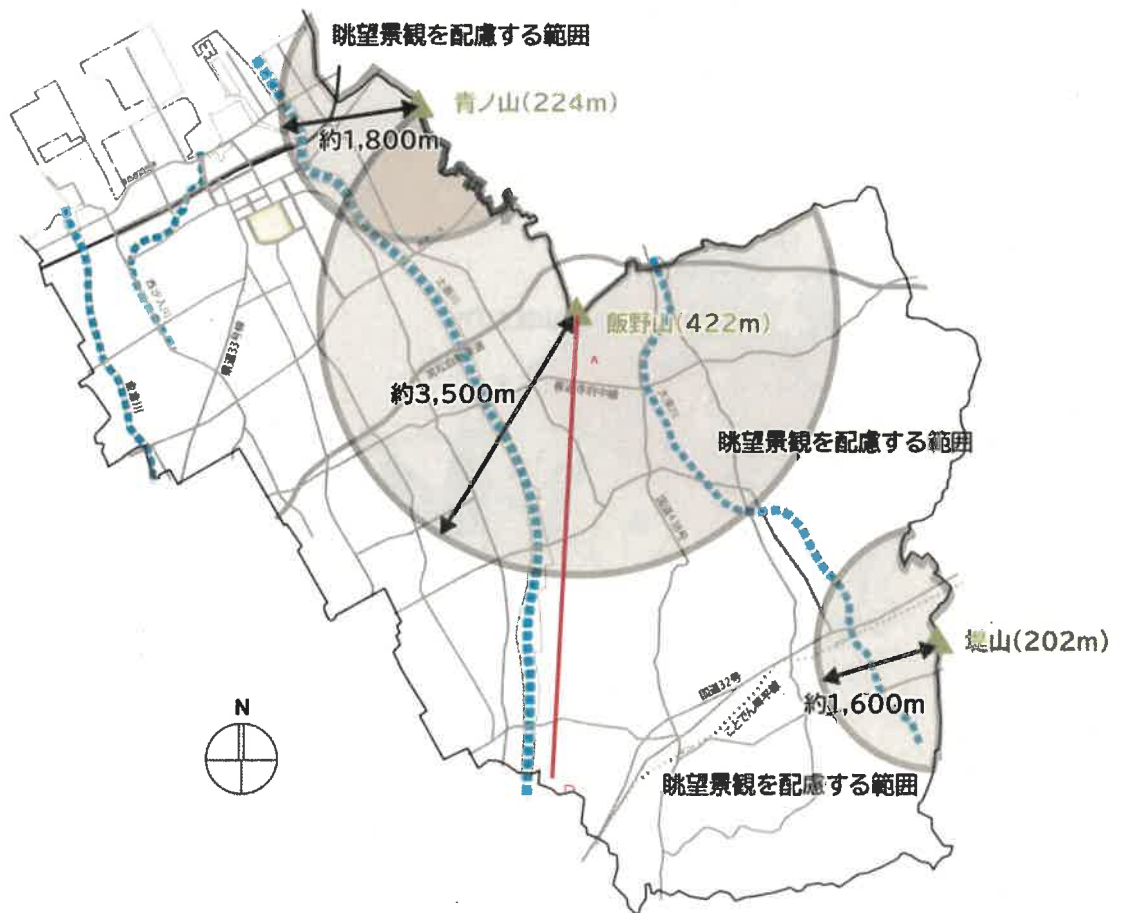


## 4-2 眺望景観への配慮

市内には飯野山など、なだらかな裾野が広がる円錐形の独立峰が複数点在し、市特有の景観を形成している。このような特徴的な景観を「丸亀らしい眺望景観」として新たに位置づけ、独立峰や連峰の形状を活かした配慮事項を設定することで景観の保全を図っていく。

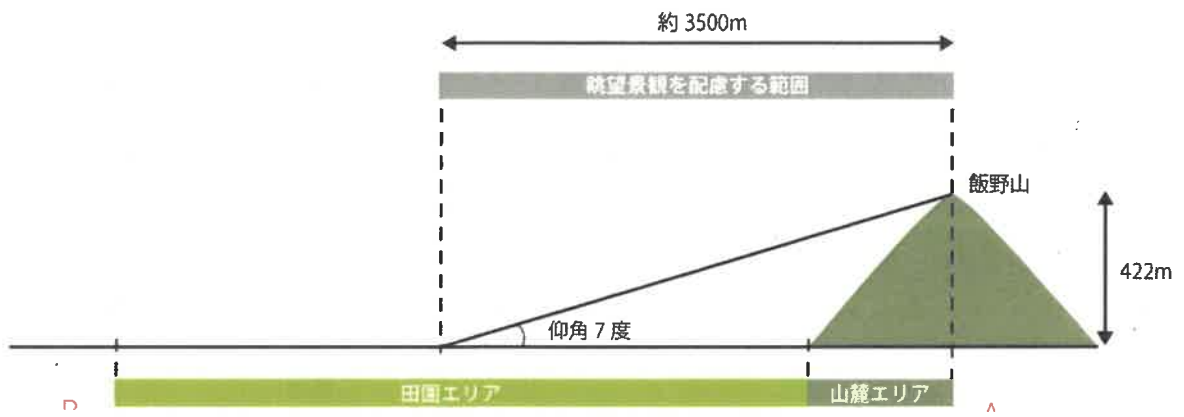
「飯野山(讃岐富士)」「青ノ山」「堤山(羽床富士)」のような独立峰を視対象とする。眺望景観への配慮する範囲は、「視界において山の存在感が強まり、山そのものの形に注目が集まる視認特性(※6)」、「撮影ポイント等として広く認知され、訪れられている視点場の分布状況(※7)」を考慮し、仰角7度を下限として設定する。

眺望景観を配慮する範囲は独立峰や連峰への眺望の前景となることから、眺望への配慮を求める。なお、複数の眺望景観を配慮する範囲が重複する場合には双方の独立峰や連峰への眺望に配慮するものとする。



眺望景観を配慮する範囲





眺望景観を配慮する範囲の断面イメージ



宮池からのぞむ飯野山  
(仰角 8 度相当)



道池からのぞむ飯野山  
(仰角 9 度相当)

※6: 国内の代表的な庭園や眺望地点からのぞまれる山は、平均して  $8.7^{\circ} \pm 1.0^{\circ}$  という仰角で眺望されている。  
(出典: 樋口忠彦、景観の構造 ―ランドスケープとしての日本の空間―)

※7: 市内には、ダブルダイヤモンド讃岐富士の撮影ポイントとして有名な宮池などのため池や土器川の河川敷など、開けた場所から独立峰を眺めることができる視点場が仰角 7~11 度の範囲で広く分布している。

## 5 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第3号関係)

### 5-1 届出対象行為

景観計画区域内において届出が必要な行為および規模は、以下のとおりとする。

表 5-1 届出が必要な行為と対象となる規模

届出対象行為		規模	
		丸亀城歴史エリア	その他のエリア(※9)
建築物  (景観法第16条第1項第1号により届出が必要な行為)	新築・増築・改築・移転	・軒高が7mを超え、または延べ床面積が500㎡を超えるもの	・軒高が13mを超え、または延べ床面積が1,000㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	・上記の規模を超えるもので、当該変更にかかる部分が外観の過半を超えるもの	
工作物  (景観法第16条第1項第2号により届出が必要な行為)	新設・増築・改築・移転	・高さが10m(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、その地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m)を超えるもの	・高さが13m(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、その地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m)を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	・上記の規模を超えるもので、当該変更にかかる部分が外観の過半を超えるもの	
開発行為(※8)  (景観法第16条第1項第3号により届出が必要な行為)	・面積が1,000㎡を超え、または法面および擁壁の高さが5mを超え、かつ長さが10mを超えるもの		

※8:開発行為:都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為

※9:その他のエリア:海・島嶼エリア、臨海エリア、都心エリア、周辺市街地エリア、田園エリア、山麓エリア、

## 5-2 景観形成基準

届出が必要な行為について守るべき基準「景観形成基準」をエリア区分に応じて以下のとおりとする。

### 1 魅力的な風景やまち並みをつくる

項目	共通	海・島嶼エリア	臨海エリア	都心エリア	丸亀城歴史エリア (眺望景観を配慮する範囲)	周辺市街地エリア (眺望景観を配慮する範囲)	田園エリア (眺望景観を配慮する範囲)	山麓エリア (眺望景観を配慮する範囲)
周辺景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境を保全し活かすよう工夫し、海や山への展望景観や川・水際景観に配慮する</li> <li>建築物の高さ、屋根の形態、素材や色彩等を、周辺の景観と調和したものにす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>島の緑や海など周辺の自然景観と調和したものにすため、建築物の高さ、屋根の形態、素材や色彩等に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海など周辺の自然景観と調和したものにすため、建築物の高さ、屋根の形態、素材や色彩等に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸亀城歴史エリアに近接する沿道は眺望景観を留意し、建築物の高さやデザイン、色彩等を調整し、城下町丸亀のイメージを高めるよう、落ち着きのある上質なものにす。</li> <li>特に建物頭頂部(最上層部と屋根や屋上突出物)はすっきりしたデザインとなるよう工夫す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸亀城への眺望景観に留意し、建築物の高さやデザイン、色彩等を調整し、城下町丸亀のイメージを高めるよう、落ち着きのある上質なものにす。</li> <li>特に建物頭頂部(最上層部と屋根や屋上突出物)はすっきりしたデザインとなるよう工夫す。</li> <li>眺望景観を配慮配慮する範囲では、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、独立峰とともに望見されることに配慮した配置や形態意匠・色彩等にす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>背景となる飯野山や青山への眺望景観に配慮す。</li> <li>眺望景観を配慮配慮する範囲では、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、独立峰とともに望見されることに配慮した配置や形態意匠・色彩等にす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>背景となる飯野山や城山(きやま)、線野三山への眺望景観や、周辺の田園やため池風景との調和に配慮する。</li> <li>眺望景観を配慮配慮する範囲では、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、独立峰とともに望見されることに配慮した配置や形態意匠・色彩等にす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺から山への眺望景観を阻害しないよう、建築物の配置・規模・形態や色彩に配慮する</li> <li>眺望景観を配慮配慮する範囲では、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、独立峰とともに望見されることに配慮した配置や形態意匠・色彩等にす。</li> </ul>
歴史的なまち並み	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的なまち並みや寺社など建築物が残る場所では、その歴史的な特徴を十分に調和させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的な集落周辺では、歴史的な落ち着いたたたずまいに調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金屋廻道など歴史的な通筋では、その歴史的なたたずまいに調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金屋廻道など歴史的な通筋では、その歴史的なたたずまいに調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の配置や高さ、屋根の形態、素材や色彩等を、城下町のまち割りを生かすし、周辺の歴史的なたたずまいと調和したものにす。</li> <li>櫓や塀など趣向のデザインを工夫し、内蔵を介した丸亀城との一体感の形成を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的通筋や集落などでそのまち並みの持つ雰囲気や保全体感を保全・活用し、調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落などでそのまち並みの持つ雰囲気や保全体感を保全・活用し、調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山麓集落などではそのまち並みの持つ雰囲気や保全体感を保全・活用し、調和させる。</li> </ul>
公共空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校など地域の文化・公共施設周辺では、町の顔、人の集まる場所として魅力的な景観形成に配慮する</li> <li>安全・快適で潤いある通りづくりをすすめる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路沿いなどでは、圧迫感を与えないように配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交差点部では、建築物のデザインやオーブンスペースの演出によって魅力的な街角をつくるよう工夫する。</li> </ul>				
造成・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の周辺等に残る良好な緑は保全に留意するとともに、効果的な植栽により、まち並みや通りの潤いづくりに努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>島の自然を守り活かすよう、造成にあたっては緑の保全に留意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水際に立地する施設は緑化等により潤いある景観づくりに配慮する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>造成にあたっては緑の保全に留意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成にあたっては緑の保全に留意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成にあたっては緑の保全に留意する。</li> </ul>

赤文字：方針から基準に発行した際に追加した項目  
青文字：眺望景観配慮エリアを新設し、基準内容は既存エリアの内容に上乗せしている。  
対象は建築物、工作物、屋外広告物に及ぶ

## 2. 色合いや風合いに配慮する

	共通	海・島嶼エリア	臨海エリア	都心エリア	丸亀城歴史エリア	周辺市街地エリア	田園エリア	山麓エリア	
建築物外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和し風景になじむ色彩を用いる。</li> <li>壁面などの大きな面積の色彩は彩度を抑える。</li> <li>外壁や屋根などには経年変化を考慮して仕上げ材料を選ぶ。</li> <li>建築物もしくは工作物の青色していない石材、木材、土壁、レンガ、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩はこの限りではない。また、蛍光塗料は使用しないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のおりとす</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下の</li> <li>ただし各壁面見付面積の</li> <li>1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のおりとす</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下の</li> <li>ただし各壁面見付面積の</li> <li>1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面や屋上の素材や色彩は、丸亀城への眺望景観に留意し、色彩等を調整する。</li> <li>彩度は以下のおりとす</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下の</li> <li>ただし各壁面見付面積の</li> <li>1/10以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根や屋上の素材や色彩は、丸亀城からの見え方に配慮したものとす</li> <li>彩度は以下のおりとす</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下の</li> <li>ただし各壁面見付面積の</li> <li>1/20以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のおりとす</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下の</li> <li>ただし各壁面見付面積の</li> <li>1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のおりとす</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下の</li> <li>ただし各壁面見付面積の</li> <li>1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のおりとす</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下の</li> <li>ただし各壁面見付面積の</li> <li>1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	
建築物屋根		なし	なし	なし	無彩色もしくは明度5以下	なし	なし	なし	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>電波塔などの工作物は、形態意匠や色彩を周辺の風景になじむものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は次のとおりとする</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、3以下</li> <li>Y(黄)系は、2以下</li> <li>その他の色相は、1以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の</li> <li>1/10以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

## 3. 敷緑やオープンスペースを魅力あるものにする

	共通	海・島嶼エリア	臨海エリア	都心エリア	丸亀城歴史エリア	周辺市街地エリア	田園エリア	山麓エリア		
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面した敷地の囲いは、圧迫感や閉鎖感の強いものを選び、快通な通りづくりにより奇異とするよう努める。</li> <li>歴史的市街地では、塀などの伝統的な敷緑デザインを保全する。</li> <li>塀所に代り、壁面後退やオープンスペースを確保し、歩行者空間を快通なものにする。</li> <li>効果的な植栽によって、市街地の緑化と通りの開いづくりに努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海・島嶼エリア</li> <li>・ 出来る限り既存の樹木を保全するよう敷緑の造成や建物の配置を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨海エリア</li> <li>・ さぬき浜街道沿道では、中津万葉園や中津海岸とつながる緑地軸を形成するよう、緑化につとめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都心エリア</li> <li>・ 樹木や建築物等の外観への照明は、周辺の景観との調和や連続性に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸亀城歴史エリア</li> <li>・ 通りに面した壁面は、圧迫感や閉鎖感を与えないよう、開口部のデザインや材質を工夫する。</li> </ul>	なし	なし	なし	なし	なし
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出来る限り既存の樹木を保全するよう敷緑の造成や建物の配置を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出来る限り既存の樹木を保全するよう敷緑の造成や建物の配置を工夫する。</li> </ul>								

4. 建物付帯施設・設備を調和のとれたものにする

<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物に付帯する設備は、通りなど周辺の景観になじむよう設置場所や見え方に配慮し、とくに屋上や通りに面した設備機器などは、囲いなどのデザインや色彩を工夫する。</li> <li>・ 通りに面した駐車場・駐輪場やゴミ置き場などは、囲い、塗装、種別などを工夫し、上屋は建物との一体的なデザインに配慮する。</li> <li>・ 車や自転車などが周辺にあふれ出さないように十分な台数を確保する。</li> </ul>	<p>海・島嶼エリア</p>	<p>臨海エリア</p>	<p>都心エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丸亀城への眺望や城からの展望を阻害しないよう、屋上設備の囲いや色彩を調整する。</li> </ul>	<p>丸亀城歴史エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丸亀城への眺望や城からの展望を阻害しないよう、屋上設備の囲いや色彩を調整する。</li> </ul>	<p>周辺市街地エリア</p>	<p>田園エリア</p>	<p>山麓エリア</p>
--	----------------	--------------	--	---	-----------------	--------------	--------------

5. 広告やサインを周辺景観に調和させる

<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ けばけばしい色彩を使用しない。</li> <li>・ 広告物の数や大きさは、周辺景観を阻害しないよう必要最小限のものとする。</li> <li>・ 広告物等は、建物や外構と一体的にデザインする</li> <li>・ 周辺のスケール感を過剰した形態や色彩とならないよう配慮する。</li> <li>・ 点滅や映像など可変性のある広告物等は、城や丘陵への眺望に配慮し、建築物屋上や高所への配置は避ける。建物低層部や道路沿道に設ける際は、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>	<p>海・島嶼エリア</p>	<p>臨海エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さぬき浜街道沿道では、中津万葉園や中津海岸とつながる幹線道路沿道の形成推進に影響を与えないよう、広告物の設置を避ける。</li> </ul>	<p>都心エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丸亀城への眺望の障害となるような屋上広告物の設置を控える。</li> </ul>	<p>丸亀城歴史エリア (眺望景観配慮エリア)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内濠に面した広告物の設置を控える。</li> <li>・ 眺望景観配慮エリアでは、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう、独立峰とともに望見されることに配慮した広告物の設置位置や形態・色彩等に配慮する。</li> </ul>	<p>周辺市街地エリア (眺望景観配慮エリア)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 眺望景観配慮エリアでは、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう、独立峰とともに望見されることに配慮した広告物の設置位置や形態・色彩等に配慮する。</li> </ul>	<p>田園エリア (眺望景観配慮エリア)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 眺望景観配慮エリアでは、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう、独立峰とともに望見されることに配慮した広告物の設置位置や形態・色彩等に配慮する。</li> </ul>	<p>山麓エリア (眺望景観配慮エリア)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 眺望景観配慮エリアでは、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう、独立峰とともに望見されることに配慮した広告物の設置位置や形態・色彩等に配慮する。</li> </ul>
---	----------------	--	--	--	---	--	--

## 5-3 良好な景観の形成のための広告物の制限に関する事項

(丸亀市景観条例関係)

良好な景観の形成に影響を及ぼすものとして、景観計画区域内での広告物(※10)の表示等の行為について、丸亀市景観条例の規定により届出を必要とする。

景観計画区域内において届出が必要な行為および規模は、以下のとおりとする。

届出対象行為	規模	
	都心エリア、丸亀城歴史エリア	その他のエリア
広告物(※10)の表示、移転若しくはその内容の変更又は設置、改造若しくは過半を超える色彩の変更	・高さが10m(屋外広告物が建築物や工作物(以下「建築物等」という。)と一体となって設置される場合にあつては、その地盤面からの当該広告物の上端までの高さが10m)を超え、または表示面積の合計が25m <sup>2</sup> を超えるもの	・高さが10m(屋外広告物が建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その地盤面からの当該広告物の上端までの高さが13m)を超え、または表示面積の合計が100m <sup>2</sup> を超えるもの

※10：屋外広告物法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。

《参考》対象とする広告物の種類

### (1) 建物利用広告物

- 屋上広告物：建物の屋上や庇のうえに、または屋上の工作物に取り付けられるものをいう。  
屋上の階段室、昇降機塔その他これらに類する物の壁面に表示されるものも含む(屋上広告板、屋上広告塔)
- 壁面広告物：建物その他の工作物の壁面に塗り書きし、または取り付けられたものをいう  
(塗り書きサイン、浮き出しサイン、電光表示板、壁面広告板等)

### (2) 独立広告物

- 敷地内広告物：建物敷地(建物敷地と一団となっている土地を含む)内に設置されている広告物で、仮設的、臨時的な広告物に該当しないもの(敷地内広告塔、敷地内広告板、サインポール)
- 野立広告物：建物敷地外の土地に設置される広告板、広告塔で、仮設的、臨時的な広告物に該当しないもの(野立広告塔、野立広告板)

## 6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

---

(法第8条第2項第4号関係)

### (1) 景観重要建造物の指定の方針

次に示す事項に該当する建造物について、所有者の意見を聴き、合意を得た上で指定する。

- ・周辺地域の良好な都市景観を特徴づけている建築物または工作物
- ・歴史的又は建築的価値を持つ建築物または工作物
- ・市民に親しまれ愛されている建築物または工作物

### (2) 景観重要樹木の指定の方針

次に示す事項に該当する樹木について、所有者の意見を聞き合意を得た上で指定する。

- ・美観風致を維持するため、必要があると認める樹木
- ・市民に親しまれ愛されている樹木

## 7 景観重要公共施設の整備に関する事項

---

(法第8条第2項第5号関係)

道路のうち次のものを景観重要公共施設とし、整備に関する事項を定める。

(道路)

- ・金毘羅街道（丸亀街道）のうち、別図に示す区間とする。

(整備に関する事項)

- ・旧金毘羅参詣の道筋として地域の歴史を伝え、沿道の町並み形成の軸となるよう、適正な整備と維持・管理をはかる。
- ・舗装や安全柵など道路付帯施設について歴史的な道筋にふさわしいものとし、道筋の案内施設等の設置など、歴史的な道筋景観の形成に配慮する。

## 8 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置 に関する行為の制限に関する事項

---

(法第8条第2項第5号関係)

景観計画区域の全域において、以下のとおり行為の制限に関する事項を定める。

- 設置方法、材料、形態、色彩に留意し、周辺のまち並みや風景と調和したものとする。
- 特に、JR丸亀駅などの丸亀城への視点場や丸亀のまちの入り口となるシティゲートなどの公共の場所から丸亀城への眺望を阻害しないよう配慮する。
- 主要幹線道路沿道における屋外広告物や屋上広告物の掲出に際しては、極端に突出した形態やけばけばしい色彩の使用を避ける。
- 照明装置がある場合は、照明が点滅しないものとする。
- 照明を使用する場合は、周辺環境に配慮し、点灯時間を適切なものとする。



## 9 景観形成の進め方

景観に関わる事項について専門的に審議する体制とあわせて、庁内での施策推進のための体制、また、市民・事業者・NPOの取組を支援する体制の整備を進める。こうした体制整備と合わせて、それぞれの体制において担うべき役割を明確にした上で必要な取組を進めていく。

### 9-1 推進体制・方策

#### (1) 審議体制

##### ①都市景観審議会

景観行政の方向性やあり方等に関して審議を行うとともに、景観に関わる事項の調査や研究、検討を行う。また、本計画が適切に運用されているか進行管理の審査役を担うとともに、計画や施策等の見直し等に関する助言等を行う。

##### ②都市計画審議会

都市景観は都市計画との連携も必要であり、景観計画の策定及び変更に際して、「都市計画審議会」の意見を聴くことが景観法で規定されていることから、景観計画については都市計画の観点からの意見を反映させていく。

#### (2) 専門家・団体

##### ①景観審査会

建築物等の計画・設計にあたって、専門的な見地から助言を行うことを目的に設置しており、景観法に基づく届出に対する助言、公共事業におけるデザイン調整のほか、市民からの景観まちづくり相談等、景観まちづくり全般にわたる助言を行う。

##### ②景観整備機構

景観法に基づく「景観整備機構」として専門組織やNPO等を指定することを検討し、専門性をいかした調査・研究や、研修会・勉強会の開催、景観重要建造物の管理等、各団体の得意とする能力や技術力をいかし、市と協働で景観形成に取り組む。

### 参考事例 ひとまち鎌倉ネットワーク

- ・建築・不動産などの専門家たちが、住まいやまちづくりを通して美しい豊かな住環境を次世代につなげていきたいと願い、平成15年（2003年）に結成。
- ・平成23年（2011年）に鎌倉市の景観整備機構として指定され、景観の観点から、心地よい身近な住環境から街並み、そしてまちづくりの活動を行っている。
- ・まちづくりや景観保護・向上に関連した見学、調査研究、研修などの活動を展開している。

#### 【まちづくり】

- ・地区の景観協議会への専門家派遣
- ・商店街での「デザインレビュー」サポート
- ・若宮大路・小町通り景観形成のための調査 等

#### 【保存活動】

- ・由比ガ浜通り景観形成のための調査
- ・建造物の実測調査・活用提言 等

#### 【広報・発信】

- ・「路地のありかたの意義」冊子作成
- ・「景観ワークショップ」開催
- ・「すてきななかまぐらのたてもののえほん」作成  
協力 等



「すてきななかまぐらのたてもののえほん」  
（鎌倉市景観重要建造物等 絵でみる図鑑）  
鎌倉市在住の画家により、都市景観の形成に重要な役割を果たしている歴史的建造物を紹介。それらの保全事業の資金となる鎌倉市景観重要建造物等保全基金の周知啓発を目的としている。  
（ひとまち鎌倉ネットワークより）

### （3）庁内体制

部局間の連携から、事務・事業段階での連携・調整等、各段階に応じた効果的な組織体制をととのえる。

景観形成に対して庁内での施策の調整、連携事項の検討等を行う体制を整備し、都市景観審議会や景観審査会等と連携しながら施策の推進を図る。

#### (4) 市民・事業者・NPOの取組との連携

市民・事業者・NPOが景観について関心を持ち、自ら景観形成に取り組んでいくにあたって、協力しやすい体制づくりを促す。

地域単位での自治会や協議会での活動、テーマに沿った各種グループ単位での活動、さらには市全体での情報交換・交流の活動について、環境やみどり、コミュニティ、商工、観光等各分野での支援体制と連携を図り、具体的な活動への支援等景観形成の取組のステップアップを促す。

### 9-2 評価・見直しの実施

景観は時間をかけて形成されていくものであるため、次代を見据えた長期的な視点での取組を基本とする。

ただし、総合的・重点的な施策については、総合計画や関連計画の見直し状況、また、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行う。

別図「景観重要公共施設」

